

中間試案のたたき台（説明付き）

目次

	第1 法定後見の開始の要件及び効果等	- 2 -
5	1 法定後見の開始の要件及び効果	- 2 -
	2 法定後見の規律に係る取消権者及び追認	- 15 -
	第2 法定後見の終了	- 19 -
	1 法定後見の開始の審判又は保護者に権限を付与する旨の（個別の） 審判の取消し	- 19 -
10	2 法定後見に係る期間	- 21 -
	第3 保護者に関する検討事項	- 24 -
	1 保護者の選任	- 24 -
	2 保護者の解任（交代）等	- 25 -
	3 保護者の職務及び義務	- 28 -
15	4 本人の死亡後の成年後見人の権限（死後事務）等	- 34 -
	5 保護者の報酬	- 37 -
	6 保護者の事務の監督	- 39 -
	第4 法定後見制度に関するその他の検討事項	- 41 -
	1 法定後見制度の本人の相手方の催告権	- 41 -
20	2 本人の詐術	- 42 -
	3 意思表示の受領能力等	- 43 -
	4 成年被後見人と時効の完成猶予	- 46 -
	5 受任者が法定後見制度を利用したことと委任の終了事由等	- 47 -
	6 成年被後見人の遺言	- 49 -
25	7 法定後見制度の本人の民事訴訟における訴訟能力等	- 50 -
	8 法定後見制度の本人の人事訴訟における訴訟能力等	- 53 -
	9 手続法上の特別代理人	- 55 -
	第5 任意後見制度における監督に関する検討事項	- 57 -
	1 任意後見人の事務の監督の在り方	- 57 -
30	2 任意後見人の事務の監督の開始に関する検討	- 58 -
	第6 任意後見制度と法定後見制度との関係	- 60 -
	1 任意後見制度と法定後見制度との併存の可否等	- 60 -
	2 任意後見契約が存在する場合に法定後見制度の利用を開始する	

	要件等 .....	- 63 -
	第7 任意後見制度に関するその他の検討 .....	- 64 -
	1 任意後見契約の方式、任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加（変更）、任意後見契約の一部の発効、	
5	予備的な任意後見受任者 .....	- 64 -
	2 その他 .....	- 68 -
	第8 その他 .....	- 70 -
	1 成年後見制度に関する家事審判の手續についての検討等 .....	- 70 -
	2 身体障害により意思疎通が著しく困難である者 .....	- 77 -

10

(前注1) 本資料では「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」等の用語については、現行民法等の表現を用いているが、これらの用語に代わる改正の趣旨を踏まえたより適切な表現があれば、その用語の見直しも含めて検討すべきであるとの考え方がある。

5           また、本資料では、見直し後の制度において成年後見人、保佐人又は補助人に相当する立場にあるものとして「保護者」との用語を、同じく後見、保佐又は補助に相当するものとして「保護」との用語を用いているが、これらの用語を用いると確定したものではなく、「支援人」及び「支援」との用語を用いる考え方などがあり、用語については、引き続き、検討することを前提としている。なお、  
10           現行民法等の規律を説明する場合等には、「成年後見人」や「成年被後見人」との用語を用いることがある。

(前注2) 本資料で用いている「事理を弁識する能力を欠く常況にある者(事理弁識能力を欠く常況にある者)」については、成年後見制度の創設の際の立案担当者において、具体例として、通常は、日常の買物も自分ですることとはできず、誰かに代わってやってもらう必要がある者、ごく日常的な事柄(家族の名前、自分の居場所等)が分からなくなっている者、遷延性意識障害の状態にある者を挙げる  
15           ことができる旨の説明がされていることを前提としている。本資料は、「事理を弁識する能力を欠く常況にある者(事理弁識能力を欠く常況にある者)」について、立案担当者のこのような理解を前提としている。

20

(説明)

1 前注1についての部会資料13からの変更箇所等

部会における意見を踏まえ、「保護者」が成年後見人、保佐人や補助人に相当する者として使用している用語であること、「保護者」及び「保護」  
25           の用語の代替案として「支援人」及び「支援」という用語を用いる考え方を追記した。

なお、「保護者」の代替案として「受認者」との案も出されたが、受任との読みが同じであることや『受認』の制度」との用語と法定後見の制度と結び付き度合いなどを考慮し、(前注1)に記載していない。

30           なお、次の(前注2)を加えたことから、部会資料13では(前注)であったものを(前注1)とした。

2 前注2についての部会資料13からの変更箇所等

35           中間試案で「事理弁識能力を欠く常況にある者」との用語を用いる場合には、その用語の趣旨を明確に記載する必要があるとの部会における意見を踏まえ、その旨を追記した。

この点について、事理弁識能力を欠く常況にあると認められた本人の保護のための制度としては、現行制度では、後見の制度があることを前提に、部会においては、現在の運用では、現行の後見の類型が包括的な財産管理権や代理権を有する制度であること等により、「事理弁識能力を欠く常況にある者」が成年後見制度創設時の立案担当者が例示した者よりも広範囲の者が該当するとの解釈がされて、後見の類型の利用に偏っているとの実情があり、中間試案の意図が正確に伝わるようにするという観点からは、成年後見制度創設時の立案担当者が例示しているように限定した範囲の者を想定していることを明確にする必要があるとの意見があった。この意見を踏まえ、その旨を前注に記載を追加したものである。

## 第1 法定後見の開始の要件及び効果等

### 1 法定後見の開始の要件及び効果

#### (1) 法定後見制度の枠組み、事理弁識能力の考慮の方法並びに保護開始の審判の方式及び効果

##### 【甲案】

現行法の規律の基本的な枠組み（事理を弁識する能力（以下「事理弁識能力」という。）を欠く常況にある者については後見を開始し、事理弁識能力が著しく不十分である者については保佐を開始し、事理弁識能力が不十分である者については補助を開始する枠組み）を維持しつつ、所要の修正をするものとする。

（注）所要の修正としては、法定後見に係る期間を設けるとの考え方、民法第13条第1項に規定する行為の規律を見直すとの考え方、事理弁識能力を欠く常況にある者が保佐及び補助の制度を利用すること並びに事理弁識能力が著しく不十分である者が補助の制度を利用することを許容する考え方、後見開始の審判の要件審査を厳格にするために手続に関する規律を見直すとの考え方がある（これらの複数の修正をするとの考え方もある。）。

##### 【乙1案】

① 家庭裁判所は、請求権者の請求により、事理弁識能力が不十分である者については、〔特定の法律行為をする能力が不十分であることなどを考慮して〕 必要があると認めるときは、〔当該〕特定の法律行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）について、保護者の同意を要する旨の審判をすることができるものとする。

② 家庭裁判所は、請求権者の請求により、事理弁識能力が不十分である者については、〔特定の法律行為をする能力が不十分であることな

どを考慮して] 必要があると認めるときは、〔当該〕特定の法律行為について、保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

5 (注1) 事理弁識能力が不十分である者について、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護を開始する旨の審判をするものとするとして、家庭裁判所は、必要があるときは、特定の法律行為について、保護者に代理権を付与する旨の審判又は保護者の同意を要する旨の審判をするものとするとの考え方がある。

10 (注2) 保護者の同意を要する旨の審判をすることができる特定の法律行為については、民法第13条第1項に規定する行為の全部又は一部に限るものとするとの考え方がある。

〔(注3) 本人が特定の法律行為をした場合にこれを取り消すことができる旨の審判をすることができることとするか否かについて、引き続き、検討するものとする。〕

## 15 【乙2案】

ア 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）

20 ① 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）については、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護を開始する旨の審判をすることができるものとする。

② ①の保護（以下「保護A」ということがある。）を開始する旨の審判は、③の保護者の同意を要する旨の審判又は④の保護者に代理権を付与する旨の審判とともにしなければならないものとする。

25 ③ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人が特定の法律行為〔(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)〕をするにはその保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることができるものとする。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、民法第13条第1項に規定する行為の全部又は一部に限るものとする。

30 ④ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

イ 事理弁識能力を欠く常況にある者

35 ① 事理弁識能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護を開始する旨の審判をすることができる

るものとする。

② ①の保護（以下「保護B」ということがある。）を開始する旨の審判を受けた者がした民法第13条第1項に規定する行為は、取り消すことができるものとする。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでないものとする。

③ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、②に掲げる行為以外の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）について、本人がした行為を取り消すことができる旨の審判をすることができるものとする。

④ ①の保護（保護B）を開始する旨の審判に係る保護者は、次に掲げる事務について本人を代理するものとする。

a 民法第13条第1項に規定する行為

b ③によって取り消すことができる旨の審判がされた法律行為

c 本人に対する意思表示の受領

d 保存行為

⑤ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、④に掲げる行為以外の行為について、保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

#### ウ 審判相互の関係

① イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判をする場合において、本人がア①の保護（保護A）を開始する旨の審判を受けている者であるときは、家庭裁判所は、その本人に係るア①の保護（保護A）を開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

② ①は、ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判をする場合において、本人がイ①の保護（保護B）を開始する旨の審判を受けている者であるときについて、準用するものとする。

（注1）事理弁識能力を欠く常況にある者は、イ①の保護（保護B）による仕組みのみでなく、ア①の保護（保護A）による仕組みのいずれも選択的に利用する（審判の申立てをする）ことができるものとするとの考え方がある。

（注2）ア③及びイ④の「民法第13条第1項に規定する行為」について見直す必要があるとの考え方がある。

（注3）家庭裁判所は、請求権者の請求により、イ②の取消しの対象となる法律行為の一部を取消しの対象から除外する旨の審判をすることができるものとするとの考え方がある。

（後注）【乙1案】及び【乙2案】のいずれにおいても、次の規律を設けるもの

とする。

① 保護者が本人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、本人の請求により、保護者の同意に代わる許可を与えることができる。

② 保護者の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(2) 法定後見に係る審判をするための要件としての本人の同意等

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次のイの【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次のウの【丙案】又は【丁案】のいずれかの案によるものとする。

ア 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（後見開始の審判、保佐開始の審判及び民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について保佐人の同意を要する旨の審判においては本人の同意を要せず、保佐人に代理権を付与する旨の審判、補助開始の審判、補助人に代理権を付与する旨の審判及び補助人の同意を要する旨の審判においては本人の同意を要するとの規律）を維持するものとする。

イ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

【甲案】

（第1の1(1)において【乙1案】をとることを前提に）

① 本人以外の者の請求により、〔保護を開始する旨の審判、〕保護者の同意を要する旨の審判〔及び特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判〕をするには、本人の同意がなければならないものとする。ただし、本人がその意思を表示することができない場合〔において、本人の身体又は財産に重大な影響を与えるおそれがあるとき〕はこの限りでないものとする。

② 本人以外の者の請求により、保護者に代理権を付与する旨の審判をするには、本人の同意がなければならないものとする。ただし、本人がその意思を表示することができない場合〔において、本人の利益を著しく害するとき〕はこの限りでないものとする。

【乙案】

（第1の1(1)において【乙1案】をとることを前提に）

本人が保護者の同意を要する旨の審判及び〔特定の法律行為を取

り消すことができる旨の審判並びに] 保護者に代理権を付与する旨の審判をすることについて異議がある旨の届出をしたときは、家庭裁判所は、当該各審判をすることができないものとする。

ウ 第 1 の 1 (1) において【乙 2 案】をとる場合

5 【丙案】

(第 1 の 1 (1) において【乙 2 案】をとることを前提に)

(7) 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）

10 本人以外の者の請求により、第 1 の 1 (1) 【乙 2 案】ア①の保護（保護 A）を開始する旨の審判、保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をするには、本人の同意がなければならないものとする。ただし、本人がその意思を表示することができない場合において、本人の利益を著しく害する事由があるときはこの限りでないものとする。

15 (1) 事理弁識能力を欠く常況にある者

事理弁識能力を欠く常況にある者について第 1 の 1 (1) 【乙 2 案】イ①の保護（保護 B）を開始する旨の審判、民法第 1 3 条第 1 項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をするについて、本人の同意を要件としないものとする。

20 【丁案】

(第 1 の 1 (1) において【乙 2 案】をとることを前提に)

(7) 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）

25 本人が第 1 の 1 (1) 【乙 2 案】ア①の保護（保護 A）を開始する旨の審判、保護者に代理権を付与する旨の審判及び保護者の同意を要する旨の審判をすることについて異議がある旨の届出をしたときは、家庭裁判所は、当該各審判をすることができないものとする。

30 (1) 事理弁識能力を欠く常況にある者

本人が第 1 の 1 (1) 【乙 2 案】イ①の保護（保護 B）を開始する旨の審判、民法第 1 3 条第 1 項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をすることについて異議がある旨の届出をしたときは、家庭裁判所は、当該各審判をすることができないものとする。

35 [(後注) 第 1 の 1 (1) において【乙 2 案】をとることを前提としつつ、事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）につ

5 いては【丙案】の(ア)と同様の規律（審判をするには原則として本人の同意を必要とし、本人がその意思を表示することができない場合の例外を設ける旨の規律）とし、事理弁識能力を欠く常況にある者については【丁案】の(イ)と同様の規律（異議がある旨の届出をしたときは審判をすることができない旨の規律）とするとの考え方について、引き続き、検討するものとする。】

(3) 申立権者（請求権者）

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとする。

10 【甲案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

現行法の規律（本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保護者、保護者の監督人又は検察官を請求者とする規律）を維持するものとする。

15 （注）現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方がある。

また、法定された申立権者に加えて、本人が公正証書によって法定後見の申立権者と指定した者を申立権者とする規律を設けることについて、引き続き、検討するものとする。

20 【乙案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

現行法の申立権者に加えて、任意後見人が欠けたことにより任意後見契約が終了した時に任意後見監督人であった者や利害関係人を申立権者とすることを含めて申立権者を広げる方向で見直すことについて、引き続き、検討するものとする。

25 （注）現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方がある。

また、本人が公正証書によって法定後見の申立権者と指定した者を申立権者とする規律を設けることについて、引き続き、検討するものとする。

30 (説明)

1 提案の概要

(1) 総論

35 この提案は、法定後見制度の開始の要件及び効果について提案するものである。すなわち、現行の後見、保佐及び補助の三類型を維持するか否か、法定後見制度の開始において事理弁識能力の程度をどのように考慮

する要件とするかなど(ゴシック本文(1))、法定後見制度に係る審判をするために本人の同意等を要件とするかどうか(ゴシック本文(2))、法定後見制度の申立権者(請求権者)の見直しをするかどうか(ゴシック本文(3))について案を提示している。

5 (2) 法定後見の枠組み(類型)

三類型を維持するか否かに関しては、(1)の三類型を維持するとする(1)の【甲案】と、三類型は維持しないとする(1)の【乙1案】と【乙2案】がある。その上で、【乙1案】はいわゆる一類型であって保護者に必要となる権限それぞれについて、付与する審判をするものとする考え方であり、【乙2案】は事理弁識能力を欠く常況にある者については法定後見制度の開始の審判をすることによって一般的に必要となる権限が保護者に付与され、さらに不足する権限について追加する審判をするものとする考え方である。なお、【乙2案】については、不足する権限を追加するだけではなく、不要な権限を除外することを可能とする仕組みと組み合わせる考え方も出されている。

15 (3) 法定後見に係る審判をするための要件として本人の同意

法定後見に係る審判をするための要件としての本人の同意について、法定後見の枠組みにおいて三類型を維持しない考え方((1)の【乙1案】及び【乙2案】)では、基本的には本人の同意を要件としている。もっとも、法定後見の枠組みにおいて三類型を維持しない考え方のうち(1)の【乙2案】では事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けることから、その仕組みでは本人の同意を要件としない案を提示している。

そして、ルールの設け方として、本人の同意があるときに審判をすることができ、本人が同意をする意思能力を有しない場合には一定の要件を満たしたときに審判をすることができるというルールの設け方((2)の【甲案】及び【丙案】)と本人が反対の意思を表示した場合(異議がある旨の届出をした場合)には審判をすることができないというルールの設け方((2)の【乙案】及び【丁案】)のそれぞれを提示している。

30 (4) 申立権者(請求権者)

申立権者(請求権者)については、現行法の規律を維持するとの考え方のほかに、現行法の申立権者に加えて、任意後見監督人であった者などを申立権者とする、すなわち、申立権者を広げる方向で見直すことについて、引き続き検討する考え方を提示している。

35

2 法定後見制度の枠組み、事理弁識能力の考慮の方法並びに保護開始の審

判の方式及び効果についての部会資料13からの変更箇所等

(1) 【甲案】

部会資料13から変更はない。

(2) 【乙1案】

5       ア 部会資料13では、保護者の同意を要する旨の審判に係る規律と保護者に代理権を付与する旨の審判に係る規律についてまとめて記載していたが、保護者に本人に関する特定の法律行為について権限を付与する規律の例外である日用品の購入その他日常生活に関する行為につき、保護者の同意を要する旨の規律の例外であり、保護者に代理権を付与する規律の例外ではないことを明確にするため、保護者の同意を要する旨の審判に係る規律と保護者に代理権を付与する旨の審判に係る規律とで項を分けることとした。

10       イ 【乙1案】は、事理弁識能力が不十分である者を対象とし、特定の法律行為について保護の必要性を判断し、保護者に必要な権限を付与する規律を設けようとするものであると考えられる。そのため、「必要があると認めるとき」との記載をした上で、さらに、必要性の考慮要素として「特定の法律行為をする能力が不十分であることなど」との記載を暫定的にしている。

15       もともと、前記の趣旨の規律を設けるためには、ここでの「能力」がどのようなものであるかを他と区別することができる程度に特定することができるように検討をする必要があると考えられる。

20       ウ 部会においては、【乙1案】は、現行の補助の類型に該当する者（事理弁識能力が不十分である者）についても、本人が行う全ての法律行為について保護者の同意を要するとすることが可能であり、現行の法定後見制度よりも判断能力の程度との関係で不相当に広い範囲で本人が行う行為能力の制限を受ける可能性があることを懸念する旨の意見が出された。

25       そこで、（注2）に保護者の同意を要する旨の審判をすることができる特定の法律行為の範囲を民法第13条第1項に規定する行為の全部又は一部に限るものとする考え方を記載した。

30       エ 【乙1案】では、事理弁識能力を欠く常況にある者であるとの認定、判断がされることは予定されていないが、制度の利用者に事理弁識能力を欠く常況にある者も含まれる。そして、事理弁識能力を欠く常況にある者との関係でも、特定の法律行為をするには保護者の同意を要する旨の審判をすることが可能となり、本人が特定の法律行為をすることについて保護者があらかじめ同意をしていれば、事理弁識能力を欠

く常況にある者が当該特定の法律行為をした場合には取り消すことはできない。

他方で、現行の後見の制度においては、成年被後見人が成年後見人からあらかじめ特定の法律行為をすることについて同意を得た上で、当該特定の法律行為をした場合であっても、取り消すことができると解されている。

そうすると、事理弁識能力を欠く常況にある者があらかじめ保護者から同意を得た上で、法律行為をしたケースでは、【乙1案】では取り消すことができず、現行の後見の制度よりも保護されない場面が生ずると思われる。

そこで、そのような場面に対応するために特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判をすることの保護の方法が考え得る。もともと、現行の保佐や補助の対象者との関係では、このような特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判は、取消権者の範囲の規律にもよるが通常は、本人の自己決定を現行法の規律よりも後退させることになり得るように思われる。そのため、特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判をすることができるとの考え方についての記載位置を本文から（注3）に変更した上で、亀甲括弧で括った。

### (3) 【乙2案】

#### ア 総論

【乙2案】は、事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にあるものを除く。）を対象として基本的に【乙1案】の（注1）と同様の仕組みを設けるとともに、事理弁識能力が不十分である者のうち事理弁識能力を欠く常況にある者のみを対象とする仕組みを設けることを提案している。部会においては、事理弁識能力が不十分である者についての保護と、事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護を、中間試案において分かりやすく表記において区別する工夫をすることが望ましい旨の指摘があったことを踏まえ、前者の保護を「保護A」、後者の保護を「保護B」と表記することとした。部会資料16-2において、第1の1(1)の【乙2案】を前提とする提案については、以下同様の表記としている。なお、法文における表現については引き続き検討することを前提としている。

イ 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）

保護者の同意を要する旨の審判の対象となる法律行為について、民法第13条第1項に規定する行為の全部又は一部に限るものとするこ

とをただし書で追記した。

その理由は、次のとおりである。すなわち、現行法の規律において、事理弁識能力が不十分である者（現行の保佐相当又は補助相当の者）につき、保護者の同意を要する旨の審判を行うことができるのは民法第13条第1項に規定する行為に限られている。しかし、保護者の同意を要する法律行為の範囲が現行法の規律の範囲よりも広がった場合には、本人の自己決定権の尊重に重きをおく今般の改正の趣旨に見合わなくなる。部会において、その旨の指摘があったことを踏まえ、修正した。

なお、事理弁識能力が著しく不十分である者（現行の保佐相当の者）については民法第13条第1項に規定する行為の全部について保護者の同意を要することとされており（民法第13条第1項）、事理弁識能力が不十分である者（現行の補助相当の者）については保護者の同意を得なければならないものとする行為は民法第13条第1項に規定する行為の一部に限られていることに鑑み、「民法第13条第1項に規定する行為の全部又は一部」とした。

ウ 事理弁識能力を欠く常況にある者

部会における指摘を踏まえ、保護者が代理権を行使する事務の対象に保存行為を追加した。

また、代理権を行使する行為の対象として、民法第13条第1項に規定する行為、本人がした行為を取り消すことができる旨の審判がされた法律行為、本人に対する意思表示の受領及び保存行為のほか、これらの行為以外の行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとした。

保護者が代理権を行使する事務の対象に保存行為を追加した理由は、次のとおりである。すなわち、事理弁識能力を欠く常況にある者について、本人の財産の現状を維持する行為を本人において適切に行うことが困難である場合も想定される。また、そのことに加え、部会において、保護者が保存行為として消滅時効の完成猶予に必要な行為などを行うことができることにすることによって事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護（保護B）の仕組みの保護者について、成年被後見人と時効の完成猶予の規律を維持することや本人の死亡後の成年被後見人の権限の規律を維持することに関して理論的に説明することができる旨の指摘がされた。これらを踏まえ、前記の修正をした。

また、代理権を行使する行為の対象に、追加的に特定の行為についての代理権を付与することができるものとした理由は、民法第13条第

1 項に規定する行為の見直しにもよるが、本人の身上保護に関するものなど、代理権を行使する必要があるケースについて、民法第13条第1項に規定する行為に含まれない場合であってもニーズに応じ柔軟に対応することを考慮したものである。

5 エ 審判相互の関係

部会において、取消の対象となる法律行為につき、縮減する必要があるケースもあるとの考え方があることの指摘がされたことを踏まえ、(注3)にその旨の記載を追記した。

10 3 法定後見に係る審判をするための要件としての本人の同意等についての部会資料13からの変更箇所等

(1) ア、イの【甲案】及び【乙案】並びにウの【丙案】、【丁案】及び【戊案】に共通の考え方

15 部会において、第1の1(2)以下で、第1の1(1)の【甲案】をとる場合についての整理の記載がないことや第1の1(1)の【甲案】、【乙1案】又は【乙2案】のいずれをとるかとの関係を分かるように記載することが望ましい旨の指摘があったことを踏まえ、第1の1(1)の【甲案】、【乙1案】又は【乙2案】のいずれをとるかに応じ、提案を分けて記載することとした。

20 なお、この項目に限らず、第1の1(3)以下においても同様の観点から追記した。

(2) ア

現行法の規律を維持するとの内容について変更はない。

25 また、提案の表題が部会資料13第1の1(2)の【甲案】からアとしたほか、維持する現行法の規律をゴシック体だけを読んで一定程度理解できるようにするため括弧を設けて現行法の規律を記載することとした。

なお、以降の項目においても、現行法の規律を維持する旨の記載について、維持する現行法の規律を括弧を設けて記載した。

(3) 【甲案】

30 部会資料13第1の1(2)【乙1案】に対応する。

35 法定後見に係る審判をするためには原則として本人の同意を要するものとしていることは部会資料13から変更なく、部会において、同意がなくても例外的に法定後見に係る審判をすることができるのは、本人が法定後見に係る審判をするについて同意する意思能力がない場合に限定する規律と整理する意見が出された。そこで、意思能力がないことにより意思を表示することが不能な場合の例外規定を置く任意後見契約法第

4条第3項の規定ぶりを参考に「本人がその意思を表示することができない場合」についてはこの限りでないとした。

また、同意がなくても例外的に法定後見に係る審判をすることができる要件として、部会において「本人の生命、身体、財産、生活に重大な影響を与えるおそれがあるとき」などの意見が出された。民法の規定ぶりにおいて生命と身体を別の要素として規定していないことや、生活との要素の内容が必ずしも明確ではないことから、「身体又は財産」を要素として規定する案に修正している。その上で、「重大な影響を与えるおそれがあるとき」との記載をしているが、亀甲括弧に入れているのは、具体的にどのような場合に「重大な影響を与えるおそれがあるとき」に該当するのか、更には「著しい不利益がある場合」との意見（本資料においては同意見を踏まえて民法の規定ぶりを参考に「本人の利益を著しく害するとき」としている。）との関係がどのようなものと整理するのか、について部会において共有認識を得ることが必要であると考えられ、部会において更に議論されることが有用であると考えられる。

#### (4) 【乙案】

部会における意見を踏まえ、部会資料13第1の1(2)【乙1案】の(注)の記載を本文にすることとしたものである。

なお、本人が反対の意思を表示していないことを、本人が法定後見にかかる審判をすることにつき「異議がある旨の届出をしたとき」には、審判をすることができないものとする旨の規律とした。

なお、この考え方について、部会において、本人の意思に反して法定後見による保護が開始されることを防ぐ方策としては、本人が能動的に異議の届出をした場合には保護開始の審判をするべきではないという点に重きを置くべきであるとの意見が出された。さらに、この考え方においては、異議がある旨の届出をしたときに法定後見による保護を開始しないことによつて、本人が法定後見の開始について同意の意思を表示することができないケース（異議がある旨の届出もすることができないケース）では法定後見を開始する必要性が認められれば法定後見が開始することとなるが、それは飽くまで副次的なものであると考えるものである。

#### (5) 【丙案】

部会資料13第1の1(2)【乙2案】に対応し、内容において変更はない。

#### (6) 【丁案】

部会資料13第1の1(2)【乙2案】の(注)の記載を本文にすること

としたものである。【乙案】と同様の部会における意見を踏まえたものである。

(7) (後注)

5 事理弁識能力が不十分である者については、本人がその意思を表示することができない場合に限り本人同意不要(=本人同意を原則)とし、事理弁識能力を欠く常況にある者については、本人が異議がある旨の届出をした場合には審判をすることができないものとする考え方である。

10 事理弁識能力が不十分である者と事理弁識能力を欠く常況にある者について、積極的な意思表示を行うことの期待可能性の差に着眼した考え方である。すなわち、事理弁識能力が不十分である者については、通常本人が同意の意思を表示することができると考えられることから、本人の同意なく保護開始の審判を行う場合を、本人が当該意思を表示することができない場合に限定することとし、他方、事理弁識能力を欠く常況にある者については、基本的には同意の意思を表示することは困難と考えられることから、本人があえて異議がある旨の届出をした場合には、当該意思を尊重し、保護開始の審判をすることができないとしたものである。

15 20 なお、事理弁識能力が不十分である者と事理弁識能力を欠く常況にある者とで考え方を異にする規律を組み合わせることについてこれまで案の形で提示していないこと、このような組み合わせをすることが相当であるかについて慎重に検討する必要があるとも考えられること、から(後注)とした上で、亀甲括弧に入れている。

4 申立権者(請求権者)についての部会資料13からの変更箇所等

(1) 本文

25 本文については、第1の1(1)の各案との対応関係を記載した。

(2) 【甲案】

ア 現行法の規律を維持する考え方を明確にする観点から現行法の規律を維持する旨を記載するものである。

30 イ なお、申立権者である「四親等内の親族」については、その範囲について、立法当時の明治期における家族と現代の家族の形には変容がみられ、「四親等内」とすると實際上本人とは疎遠であって本人の状況を十分に把握しない親族も入りうることから、その範囲を狭くすることが考えられる旨の部会での意見を踏まえ、(注)に記載した。また、任意後見人の監督を開始する裁判手続の申立権者について、本人が任意後見契約をする際に公正証書によって申立権者と指定した者について  
35 は申立権者とする規律を設けることが検討されている。そこで、法定後

見においても同様の検討を（注）に記載した。

(3) 【乙案】

- ア 部会において、「任意後見監督人であった者」「利害関係人」と項目を  
分けて記載するのではなく、これらの検討項目も含めて、申立権者を広  
げる方向で見直すことについて検討していることを提示するのが望ま  
しい旨の意見が出されたことを踏まえ、記載ぶりを修正した。
- イ （注）の記載については、前記(1)イに同じ。

2 法定後見の規律に係る取消権者及び追認

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の【甲案】によるものとし、【乙1案】又は【乙2案】をとる場合には次の【甲案】から【丙案】までのいずれかの案によるものとする。

【甲案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

(1) 取消権者

現行法の規律（法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者を取消権者とする規律）を維持するものとする。

(2) 追認

現行法の規律（取消権者を追認権者とする規律）を維持するものとする。

【乙1案】

（第1の1(1)において【乙1案】又は【乙2案】のいずれかをとることを前提に）

(1) 取消権者

法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人又はその代理人、承継人若しくは取消権を付与する旨の審判を受けた保護者に限り、取り消すことができるものとする。

（注）取消権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律に代えて（又は加えて）、本人の有する取消権の行使について代理権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律を設けるとの考え方がある。

(2) 追認

現行法の規律（取消権者を追認権者とする規律）を維持するものとする。

【乙2案】

（第1の1(1)において【乙1案】又は【乙2案】のいずれかをとること

を前提に)

(1) 取消権者

5 法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人又はその代理人（法定後見制度の保護者を除く。）、承継人、同意をすることができる者若しくは取消権を付与する旨の審判を受けた保護者に限り、取り消すことができるものとする。

10 （注）取消権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律に代えて（又は加えて）、本人の有する取消権の行使について代理権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律を設けるとの考え方がある。

(2) 追認

現行法の規律（取消権者を追認権者とする規律）を維持するものとする。

**【丙案】**

15 （第1の1(1)において【乙1案】又は【乙2案】のいずれかをとることを前提に)

(1) 取消権者

20 法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人又はその代理人（法定後見制度の保護者を除く。）若しくは承継人に限り、取り消すことができるものとする。〔事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合には〕本人が事理弁識能力を欠く常況にあるときは、家庭裁判所は、保護者に取消権を付与する旨の審判をすることができ、当該審判を受けた保護者は、当該行為を取り消すことができるものとする。

(2) 追認

25 取り消すことができる行為は、取消権者及び同意をすることができる者が追認したときは、以後、取り消すことができないものとする。

（注）追認に係る現行法の規律（取消権者を追認権者とする規律）を維持するものとするとの考え方がある。

30 （後注）【甲案】、【乙1案】、【乙2案】及び【丙案】のいずれの案をとる場合であっても、保護者の義務の規律に関して、保護者が取消権を行使する場合には本人の意思を尊重する義務があることを明確にするとの考え方があることについては、保護者の職務及び義務の項を参照。

(説明)

35 1 提案の概要

この提案は、本人以外の第三者による取消権の行使が本人の自己決定権

への介入の度合いが大きいとの指摘等を踏まえ、取消権者の範囲に関する規律を提案するものである。

5 なお、以下の各項目においては、第1の1(1)の法定後見制度の枠組みにおける考え方(現行の三類型を維持する【甲案】、一類型に改める【乙1案】、基本的に一類型としつつ事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける【乙2案】)との関係を記載している。

10 この提案における【甲案】は、取消権者について、現行法の規律を維持するものであり、取消しの対象となる法律行為について代理権を有する保護者及び取消しの対象となる法律行為について同意権を有する保護者が取消権者であるとの規律を維持するものである。また、追認権者についても現行法の規律を維持するものであり、取消権者が追認権者であるとの規律を維持するものである。

15 【乙1案】は、取消権者について、取消しの対象となる法律行為について代理権を有する保護者は現行法の規律と同様に取消権者であるが、同意権を有する保護者は基本的には取消権者ではなく、取消権を付与する審判を受けた場合に取消権者となるとの規律である。そして、追認権者について、取消権者が追認権者であるとの現行法の規律は維持するものである。

20 【乙2案】は、取消権者について、取消しの対象となる法律行為について代理権を有する保護者は基本的には取消権者ではなく、取消権を付与する審判を受けた場合に取消権者となるとの規律であり、同意権を有する保護者が取消権者であることについては現行法の規律を維持するものである。そして、追認権者について、取消権者が追認権者であるとの規律を維持するものである。

25 【丙案】は、取消権者について、法定後見制度の保護者は基本的には取消権者でなく、本人が取消権を行使することを基本とする規律である。なお、本人から代理権行使の委任を受けた任意代理人が代理権を行使することは考えられる。そして、本人が事理弁識能力を欠く常況にあるときは、家庭裁判所は、保護者に取消権を付与することができるとの規律である。追認権者について、取消権者のほか、同意権を有する保護者を追認権者とするものである。

## 2 部会資料13からの変更箇所等

### (1) 本文

本文については、第1の1(1)の各案との対応関係を記載した。

### (2) 【甲案】

部会資料13第1の2【甲案】から内容において変更はない。分かりや

すくするために現行法の規律の内容を括弧内に記載した。

(3) 【乙1案】及び【乙2案】

ア 部会資料13第1の2【乙案】に概ね対応するものである。

5 部会資料13第1の2【乙案】では、取消しの対象となる法律行為について代理権を有する保護者や同意権を有する保護者は取消権者とならないことを前提に、取消権を付与する審判を受けた場合に取消権を有するとの規律を提案していた。これに対して、部会において、これらの保護者が取消権者となるとの規律についても整理して提案することが考えられる旨の意見が出された。この意見を踏まえ、取消しの対象となる法律行為について代理権を有する保護者は取消権者となるが同意権を有する保護者は基本的には取消権者とならずに取消権付与の審判を受けて取消権者となる規律の案（【乙1案】）と、取消しの対象となる法律行為について同意権を有する保護者は取消権者となるが代理権を有する保護者は基本的には取消権者とならずに取消権付与の審判を受けて取消権者となる規律の案（【乙2案】）に整理したものである。

10 イ なお、部会において、【乙1案】及び【乙2案】の（注）に記載した規律を本文にすることが考えられる旨の意見が出された。

20 本文の規律のように保護者に固有の権限として取消権を付与して保護者が固有の権限として取消権を行使するのか、（注）の規律のように本人の有する取消権の行使について代理権を付与して保護者が代理して行使するのかによって、例えば、次のような違いがあると思われる。すなわち、保護者がその権限行使について権限を濫用した場合には、本人の取消権を代理行使する構成であれば民法第107条を直接適用することができるが、保護者の固有の権限として取消権を行使する構成であれば直接規律する規定はないと思われる。

25 もっとも、固有の権限の構成についても、具体的な事情によっては、民法の一般原則（権利濫用の法理（第1条第3項））を用いることによって保護者が取消権を行使した旨の相手方からの主張が制限されるケースがあるとも考えられ、そのように考えると結論としては大きく異なる可能性もあると思われる。その点を踏まえ、現時点では（注）に記載することを維持した。

(4) 【丙案】

35 部会資料13第1の2【丙案】に対応するものであり、基本的には法定後見制度の保護者であるとの地位に基づいて取消権者であるとの規律としない趣旨の規律を維持している。

もっとも、部会においては、本人が事理弁識能力を欠く常況にある者で

ある場合には、本人が取消権を行使することや第三者に委任することを期待するのは難しく、取り消し得る法律行為であるとしても実際に取り消すことは困難であるので、保護者に取消権を付与する旨の審判をすることができる規律と組み合わせる必要がある旨の意見が出された。

5           この意見を踏まえ、本人が事理弁識能力を欠く常況にあるときは、取消権付与の審判をすることができることとし、当該審判を受けた保護者は当該行為を取り消すことができることを明記した。なお、第1の1(1)において【乙1案】をとる場合には、法定後見制度に係る審判において本人が事理弁識能力を欠く常況にある者であるとの認定、判断がされないこと  
10           から、このような規律を設けることは困難であり、本人が事理弁識能力を欠く常況にある者である場合に限定することなく、保護者に取消権を付与する旨の審判をすることができる規律とすることも検討する必要があると思われる。

(5) (後注)

15           部会において、第三者による取消権の行使が本人の自己決定を不当に侵害することを防止するために、取消権者の範囲を限定する方策のほか  
20           に、保護者を取消権者とする場合であっても、その保護者による取消権の行使の場面において本人の意思に反しないように行使がされるようにするとの方策があるとの考え方を背景に、保護者が取消権を行使する場合には本人意思を尊重する義務があることを明らかにする必要があり、中間試案においてもその関係が分かるようにする必要があるとの意見があった。そこで、意見を踏まえ、(後注)に追記した。

## 第2 法定後見の終了

25           1 法定後見の開始の審判又は保護者に権限を付与する旨の(個別の)審判の取消し

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙1案】をとる場合には次の(2)によるものとし、【乙2案】をとる場合には次の(3)によるものとする。

30           (1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

35           ① 本人の事理弁識能力が回復してその程度が不十分であるとはいえなくなった場合には、家庭裁判所は、請求権者の請求により、〔保護開始の審判、〕保護者の同意を要する旨の審判及び〔特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判並びに〕保護者に代理権を付与する旨の審判

判を取り消さなければならないものとする。

- ② 家庭裁判所は、〔必要がなくなった場合には〕請求権者の請求により、保護者の同意を要する旨の審判及び〔特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判並びに〕保護者に代理権を付与する旨の審判を取り消すことができるものとする。

〔③ 保護者の同意を要する旨の審判及び〔特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判並びに〕保護者に代理権を付与する旨の審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、保護開始の審判を取り消さなければならない。〕〕

(注1) 保護開始の審判をするものとする考え方をとる場合に、保護開始の審判を取り消さなければならないものとするのではなく、保護を終了する旨(法定後見を終了する旨)の審判をしなければならないものとするとの考え方がある。

(注2) 本人以外の者の請求により、〔保護開始の審判を取り消す旨の審判又は〕保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判〔若しくは特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判の取消しの審判〕若しくは保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判をするには、本人の同意がなければならないものとするとの考え方がある。

〔③ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

- ① 本人の事理弁識能力が回復してその程度が不十分であるとはいえなくなった場合には、家庭裁判所は、請求権者の請求により、第1の1(1)【乙2案】ア①の保護(保護A)を開始する旨の審判又は第1の1(1)【乙2案】イ①の保護(保護B)を開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

- ② 家庭裁判所は、〔必要がなくなった場合には〕請求権者の請求により、保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判並びに民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判を取り消すことができるものとする。

③ 保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判並びに民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、保護Aを開始する旨の審判を取り消さなければならない。

(注1) 保護開始の審判を取り消さなければならないものとするのではなく、保護を終了する旨(法定後見を終了する旨)の審判をしなければならないも

のとするとの考え方がある。

(注2) 本人以外の者の請求により、保護開始の審判を取り消す旨の審判又は保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判若しくは保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判をするには、本人の同意がなければならぬものとするとの考え方がある。

(説明)

## 1 提案の概要

この提案は、いわゆる法定後見の終了の規律について整理するものであり、基本的には、現行法の規律と同様に判断能力が回復した場合には法定後見の開始の審判等を取り消さなければならないものとし、また、法定後見の開始等の審判をする際に当該審判による保護によって本人を保護する必要性を考慮する場合に、その後、その必要性がなくなったときは当該審判を取り消すことができるものとする規律を提案するものである。

## 2 部会資料13からの変更箇所等

部会資料13では、【甲案】、【乙1案】及び【乙2案】として提示していた。しかし、第1の1(1)の各案との関係を整理した結果、第1の1(1)の各案との間で対応する関係にあることから、この項目において、【甲案】、【乙1案】又は【乙2案】という選択肢があるというよりは、第1の1(1)においてどの案をとるかによって、定まるというものと考えられ、その旨が分かるような記載ぶりに修正した。

また、本文の(2)、(3)の③は、保護者の同意を要する旨の審判や保護者に代理権を付与する旨の審判が全て取り消される場合には、現行民法第18条第3項と同様に保護開始の審判を必要的に取り消す旨の規律として記載した。

なお、形式面において、第1の1(1)【乙2案】における事理弁識能力が不十分である者についての保護と、事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護を、表記において区別するため、前者の保護を「保護A」、後者の保護を「保護B」とした。

## 2 法定後見に係る期間

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】、【乙1案】又は【乙2案】のいずれかの案によるものとする。

### 【甲案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

現行法の規律を維持する（法定後見に係る期間は設けない）ものとする。

#### 【乙1案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

- 5
- ① 保護者に代理権を付与する旨の審判をする場合には、家庭裁判所は、保護者が代理権を有する期間を定めなければならないものとする。
- ② 保護者の同意を要する旨の審判をする場合には、家庭裁判所は、保護者の同意を要する期間を定めなければならないものとする。
- ③ 保護者を選任する審判をする場合には、家庭裁判所は、その任期を定めなければならないものとする。

10

④ 保護者は、①から③までの期間が満了する前の一定期間の間に、当該期間の更新の要否について、家庭裁判所に報告をしなければならないものとする。

15

⑤ 保護者及び①から③までの審判の請求権者は、①から③までの期間が満了する前の一定期間の間に、当該期間の更新を求める旨の申立てをすることができるものとする。

（注1）期間を定めることを必要的とせず、家庭裁判所の裁量によって定めることができるものとするとの考え方がある。

（注2）期間については、家庭裁判所の裁量に委ねる考え方、上限を法定した上でその範囲で家庭裁判所の裁量に委ねる考え方がある。

20

（注3）期間満了する前の一定期間の間に、④の報告がないときは、家庭裁判所が職権で期間を更新することができるものとするとの考え方がある。

（後注）この考え方は、④の報告をしないことが保護者の解任事由となり得るものであることを前提としている。

#### 【乙2案】

25

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

① 保護者は、法定後見の開始から〔 〕年経過後〔 〕月内に、家庭裁判所に対し、法定後見の要件の存在に関する報告をしなければならない旨の規律を設けるものとする。

30

② 家庭裁判所は、①の報告又は①の報告がなく職権で調査した結果により、法定後見の要件が存在していると認めることができない場合は、申立てにより又は職権で、保護を開始する審判を取り消す〔終了する〕旨の審判又は保護者に代理権を付与する旨の審判若しくは保護者の同意を要する旨の審判を取り消す旨の審判をするものとする。

35

（後注）この考え方は、①の報告をしないことが保護者の解任事由となり得るものであることを前提としている。

(説明)

## 1 提案の概要

この提案は、法定後見を開始した後、法定後見を終了する事由がある（現  
行法では事理弁識能力の回復、法定後見による保護の必要性の消滅がある）  
5 にもかかわらず、法定後見が継続していることがあり、法定後見を開始する  
旨の審判後の本人の状況の変化を定期的に確認することが必要であるとの  
指摘を踏まえて、見直しの要否に関する提案をするものである。

【甲案】は、現行法の規律を維持し、定期的な見直しをすることを目的と  
して何らかの期間を法定することはせず、運用によって対応しようとする  
10 案である。

【乙1案】及び【乙2案】は、定期的な見直しをすることを制度的に担保  
するために何らかの期間を法定するという点では同じである。

その上で、【乙1案】は、家庭裁判所が法定後見に係る審判をする際には  
全件でその審判の効力を認めるのが適当な期間を定めることとし、その期  
間が満了すると審判によって生じた効力（付与された代理権や同意を要す  
15 旨の定め効力、保護者としての地位）が消滅するとの規律を設けるもの  
である。また、そのような実体法上の効力があることを前提に保護者に期間  
満了前の一定の時期までにその時点での本人の判断能力の程度や法定後見  
の必要性の有無について家庭裁判所に報告をさせる義務を課し、さらに、法  
20 定後見の申立権者から再度の申立て（更新の申立て）をすることができるも  
のとする。さらに、保護者からの報告がない場合に、家庭裁判所が職  
権で期間を更新することができるものとする考え方もあることを（注3）に  
おいて提示している。

【乙2案】は、保護者に法定された一定期間ごとに家庭裁判所に本人の判  
断能力の程度や法定後見の必要性の有無について報告させる義務を課し、  
その報告内容などを踏まえて、申立て又は職権により、家庭裁判所が法定後  
見を終了する旨の審判をすることができる旨の規律を設けるものである。

なお、【乙1案】及び【乙2案】のいずれも、保護者に一定の時期に家庭  
裁判所への報告義務を課しており、保護者がこの報告義務に違反したとき  
30 は、解任事由に該当し得るものとして、家庭裁判所は当該保護者を解任する  
ことができる規律とすることも併せて提示している。

## 2 部会資料13からの変更箇所等

### (1) 第1の1(1)の各案との関係

ここでの提案は、第1の1(1)の【甲案】（現行の三類型を維持する考え  
35 方）とも結び付き得るものである（さらには、現行の三類型を維持しつつ

見直しをする際の一つの項目である) ことから、第1の1(1)のいずれの案をとる場合であっても、ここでの【甲案】、【乙1案】及び【乙2案】のいずれの案との組み合わせがあり得る(すなわち、ここでの提案を選択し得る。)と整理している。

5 (2) 【甲案】

部会資料13から内容に変更はない。分かりやすくするために現行法の規律の内容を括弧内に記載した。

(3) 【乙1案】

10 部会資料13第2の2【乙案】に対応するものであり、部会における意見を踏まえ、次の修正をした。

保護者に対し、法定後見の期間満了前一定期間に、期間更新の要否について家庭裁判所に報告することの義務を追加し、また、保護者及び各審判の請求権者に対し、期間更新の申立権があるものとした。

15 時間の経過によって本人の状況が変化することに対応することを目的とし、また、保護者に前記報告義務を課すことにより、当該義務を懈怠したことが保護者の解任事由に該当するとすることにより、義務を全うしない保護者による後見を防ぐこととする観点からの変更である。

20 保護が必要な状況であるにもかかわらず本人の保護が終了することを避ける観点から、保護者による報告がなかった場合には、家庭裁判所が職権で期間を更新することができるとの考え方がある。

(4) 【乙2案】

部会資料13第2の2【丙案】に対応する。

25 法定後見に係る期間を設けるという意味では、改正の方向性が同じであるとの考えに基づき、【丙案】ではなく、【乙2案】として提案することとした。

30 保護者による報告がない場合の対応につき、報告がないことにより一律に後見が終了するのではなく、家庭裁判所が期間満了時における本人の状況を、保護者からの報告によって得られた資料をベースにした上で必要に応じて職権で調査して認定、判断し、当該状況に応じて法定後見の継続の要否を判断し、必要がなくなつたと認めるときは、申立てにより又は職権で開始の審判の取消しの審判等をするものとするものとしたものである。

35 第3 保護者に関する検討事項

1 保護者の選任

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の案によるも

のとする。

現行法の規律を基本的に維持するものとしつつ、保護者の選任における考慮要素のうち本人の意見を重視すべきであることを明確にするために、例えば、「本人の意見」を考慮要素の冒頭に規定する考え方について、引き続き、検討するものとする。

(説明)

1 提案の概要

この提案は、保護者の選任の規律について提案するものである。

基本的には、現行法の規律を維持するものとしつつ、保護者の選任においても本人の意見を重視すべきであることを明確にする観点から、「本人の意見」を考慮要素の冒頭に規定する考え方について、引き続き検討するものとしている。

2 部会資料13からの変更箇所等

本文の規律については部会資料13第3の1と同じであるが、第1の1(1)の各案との対応関係を記載している。第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、本文の提案をするものである。

また、部会における意見を踏まえ、保護者の選任における考慮要素のうち本人の意見を重視すべきことを明確にするための規定の考え方について、引き続き検討することを付け加えている。

2 保護者の解任（交代）等

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲1案】、【甲2案】、【乙1案】又は【乙2案】のいずれかの案によるものとする。

【甲1案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

(1) 解任事由

現行法の規律を維持する（保護者に不正な行為、著しい不行跡その他の保護の任務に適しない事由があるときとの規律を維持し、新たに解任事由に関する規律を設けない）ものとする。

(2) 欠格事由

現行法の規律（家庭裁判所で免ぜられた保護者であることを欠格事由とする規律）を維持するものとする。

【甲2案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

(1) 解任事由

現行法の規律を維持する（保護者に不正な行為、著しい不行跡その他の保護の任務に適しない事由があるときとの規律を維持し、新たに解任事由に関する規律を設けない）ものとする。

5 (2) 欠格事由

現行の解任事由のうち、保護者が「不正な行為」及び「著しい不行跡」によって解任されたことは欠格事由とするものとし、「その他の保護の任務に適しない事由があるとき」によって解任されたことは欠格事由としないものとする。

10 （注）法定後見制度の保護者については、欠格事由の規律を削除するものとするとの考え方がある。

【乙1案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

(1) 解任事由

15 ① 解任事由に関して、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭において、新たに解任事由の規律を設けるものとする。

② 新たに設ける解任事由による解任の手続は、請求権者による請求又は職権により、行うものとする。

20 （注1）請求権者については、現行法と同様のものとする考え方と、狭くする考え方がある。

（注2）現行の解任事由の文言については、引き続き、検討するものとする。

(2) 欠格事由

25 保護者が現行の解任事由によって解任されたことを欠格事由とする規律は維持するものとし、新たに設ける解任事由によって解任されたことを欠格事由としないものとする。

【乙2案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

(1) 解任事由

30 ① 解任事由に関して、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭において、新たに解任事由に関する規律を設けるものとする。

② 新たに設ける解任事由による解任の手続は、請求権者による請求又は職権により、行うものとする。

35 （注1）請求権者については、現行法と同様のものとする考え方と、狭くする考え方がある。

（注2）現行の解任事由の文言については、引き続き、検討するものとする。

(2) 欠格事由

現行の解任事由のうち、保護者が「不正な行為」及び「著しい不行跡」によって解任されたことは欠格事由とするものとし、「その他の保護の任務に適しない事由があるとき」及び新たに設ける解任事由によって解任されたことを欠格事由としないものとする。

5 (注) 法定後見制度の保護者については、欠格事由の規律を削除するものとするとの考え方がある。

(説明)

## 1 提案の概要

10 この提案は、現行の制度において本人の状況に応じて保護者の交代をすることができず、本人がその状況に応じた適切な保護を受けることができていない等の指摘を踏まえ、保護者の解任事由の見直しの要否について提案するとともに、欠格事由の見直しの要否について提案するものである。

15 【甲1案】及び【甲2案】は、いずれも、保護者の解任事由について現行法の規律を維持するものであり、新たな解任事由は設けないものである。その上で、【甲1案】は欠格事由についても現行法の規律を維持することを提案しているが、【甲2案】は現行の解任事由のうち、保護者が「不正な行為」及び「著しい不行跡」によって解任されたことは欠格事由とする規律を維持し、「その他の任務に適しない事由があるとき」によって解任されたことは  
20 欠格事由としないことを提案するものである。

【乙1案】及び【乙2案】は、いずれも、保護者の解任事由について、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭において新たな解任事由の規律を設けるものとするものである。その上で、【乙1案】は欠格事由について現行法の解任事由によって解任されたことを欠格事由とする規律は維持しつつ、新たに設ける解任事由によって解任されたことを欠格事由としないことを提案するものである。【乙2案】は現行の解任事由のうち、保護者が「不正な行為」及び「著しい不行跡」によって解任されたことは欠格事由とする規律を維持し、「その他の任務に適しない事由があるとき」によって解任されたことは欠格事由としないこと並びに新たに設ける解任事由によ  
25 30 って解任されたことを欠格事由としないことを提案するものである。

## 2 部会資料13からの変更箇所等

本文の各案の規律については部会資料13の第3の2と同じであるが、第1の1(1)の各案との対応関係を記載している。第1の1(1)においてい  
35 ずれの案をとる場合であっても、【甲1案】、【甲2案】、【乙1案】及び【乙2案】をとることができる。

また、部会における意見を踏まえ、解任事由に関する案と欠格事由に関する案との関係を明確にするために【甲1案】、【甲2案】、【乙1案】及び【乙2案】に整理した。

【甲1案】は、部会資料13第3の2の(1)解任事由において【甲案】を、同じく(2)欠格事由において【甲1案】をとった場合の規律である。

【甲2案】は、部会資料13第3の2の(1)解任事由において【甲案】を、同じく(2)欠格事由において【甲2案】をとった場合の規律である。

【乙1案】は、部会資料13第3の2の(1)解任事由において【乙案】を、同じく(2)欠格事由において【乙1案】をとった場合の規律である。

【乙2案】は、部会資料13第3の2の(1)解任事由において【乙案】を、同じく(2)欠格事由において【乙2案】をとった場合の規律である。

### 3 保護者の職務及び義務

#### (1) 本人の意思の尊重及び身上の配慮

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の案によるものとする。

保護者は、その事務を行うに当たって、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないものとするとの現行法の規律を維持するものとしつつ、保護者が本人の意思を尊重するに当たっては、〔本人の心身の状態を考慮した上で、〕本人に対し、その事務の処理の状況その他必要な情報を提供し、本人の意思を把握するように努めなければならないことを明確にすることや、保護者が取消権を行使するには本人の意思を尊重しなければならないことを明確にすることについて、引き続き、検討するものとする。

(注)「意思」との用語について、これに代わるより適切な表現があれば、例えば、真意、意向、選好など、その用語の見直しを含めて検討すべきであるとの考え方がある。

#### (2) 財産の調査及び目録の作成等

##### ア 財産の調査及び目録の作成

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(ア)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(イ)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(ウ)によるものとする。

##### (ア) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年後見人については本人の財産を調査し、その目

録を作成しなければならない旨の規律）を維持するものとする。

(イ) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の保護者について財産の調査及び目録の作成に関する規律を設ける（維持する）ものとする。

5

(ウ) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

成年後見制度における財産の調査及び目録の作成に関する規律を設けない（削除する）ものとする。

10

イ 財産の目録の作成前の権限、成年後見人の本人に対する債権又は債務の申出義務、成年被後見人が包括財産を取得した場合についての準用及び支出金額の予定

財産の目録の作成前の権限、成年後見人の本人に対する債権又は債務の申出義務、成年被後見人が包括財産を取得した場合についての準用及び支出金額の予定の規律については、前記アの財産の調査及び目録の作成に関する規律と同様とするものとする。

15

ウ 財産の管理及び代表

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(ア)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）及び【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(イ)によるものとする。

20

(ア) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年後見人は、本人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について本人を代表する旨の規律）を維持するものとする。

25

(イ) 第1の1(1)において【乙1案】又は【乙2案】をとる場合

保護者は、本人の財産を管理し、かつ、財産に関する法律行為について本人を代表する旨の規律を設けない（削除する）ものとする。

30

(3) 成年後見人による郵便物等の管理

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次のイによるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次のウによるものとする。

35

ア 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（家庭裁判所は、請求により、成年後見人に限って、その事務を行うに当たって必要があるときに6箇月を超えない期間を定めて本人宛の郵便物を成年後見人に配達（回送）すべき旨を囑託することができる旨の規律）を維持するものとする。

5 イ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の保護者について郵便物等の管理の規律を設ける（維持する）ものとする。

ウ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

郵便物等の管理の規律を設けない（削除する）ものとする。

10 （注）アからウまでのいずれにおいても、郵便物等の管理の規律を設けるものとするとの考え方がある。

(4) 成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等

15 第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の案によるものとする。

成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等前記(1)から(3)まで以外の保護者の職務及び義務の規律（現行民法第4編第5章第3節（後見の事務）及び第4節（後見の終了）に相当する規律のうち報酬、監督及び本人死亡後の権限の規律を除いたもの）については、現行法の規律を維持するものとする。

20 （注1）保護者が本人の財産状況を正確に把握することができるようにするために、保護者は、その事務を行うため必要があるときは、家庭裁判所の許可を得て、本人の財産の状況を調査することができる旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

25 （注2）家庭裁判所が保護者に対して本人の治療行為その他の医的侵襲に関する同意権を付与することができる旨の規律について議論する必要があるとの考え方があるところ、保護者に本人の治療行為その他の医的侵襲に関する同意権を付与することについては慎重に検討する必要がある（その検討の結果としてそのような規律を設けないものとする）との考え方がある。

30

（説明）

#### 1 提案の概要

35 この提案は、保護者の職務及び義務について提案するものである。保護者の職務及び義務で取り扱う規律は、概ね現行民法第4編第5章第3節（後見の事務）及び第4節（後見の終了）に相当する規律を念頭においており、整理の観点からこのうち報酬、監督及び本人死亡後の権限の規律は別途、項目

を立てている。

5 本人の意思の尊重及び身上の配慮については、基本的には現行法の規律を維持しつつも、本人の意思（法定効果を生じさせる意思表示の意思とは異なるもので、意向、選好、真意などと表現されるもの）の尊重が更に重要であることや保護者が取消権を行使するには本人の意思を尊重しなければならないことを明確にするための方策について、引き続き検討するものとしている。

10 財産の調査及び目録の作成については、第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には現行法の規律を維持し、【乙1案】をとる場合には現行法の規律を削除し、【乙2案】をとる場合には【乙2案】の保護のうち保護Bの保護者について財産の調査及び目録の作成に関する規律を設けることを提案している。

15 財産の目録の作成前の権限、成年後見人の本人に対する債権又は債務の申出義務、成年被後見人が包括財産を取得した場合についての準用及び支出金額の予定については、「財産の調査及び目録の作成」の規律を前提としていると考えられることを踏まえ、「財産の調査及び目録の作成」の検討結果と同様の規律とすることを提案している。

20 財産の管理及び代表については、第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には、成年後見人に本人の財産について包括的な管理権や代理権がある旨の現行法の規律を維持するものとし、【乙1案】又は【乙2案】をとる場合には、法定後見制度の保護者に選任されたことをもって、本人の財産についての包括的な管理権や代理権を認めることとはせず、このような規律を設けないことを提案している。

25 成年後見人による郵便物等の管理については、第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には、現行法の規律を維持するものとし、【乙2案】をとる場合には、保護Bの保護者について郵便物等の管理の規律を設けるものとし、【乙1案】をとる場合には郵便物等の管理の規律を設けないものとすることを提案している。

30 成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等前記(1)から(3)まで以外の保護者の職務及び義務の規律（現行民法第4編第5章第3節（後見の事務）及び第4節（後見の終了）に相当する規律のうち報酬、監督及び本人死亡後の権限の規律を除いたもの）については、現行法の規律を維持するものとすることを提案している。

35

## 2 部会資料13からの変更箇所等

(1) 本人の意思の尊重及び身上の配慮

本文については、第1の1(1)の各案との対応関係を記載している。第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、本文の提案をするものである。

5           また、本文は、部会資料13第3の3(1)の本文の案に、同第3の3(1)の(注)の考え方及び部会における意見を踏まえ、保護者が本人の意思を尊重するに当たっては、[本人の心身の状態を考慮した上で、]本人に対し、その事務の処理の状況その他必要な情報を提供し、本人の意思を把握するように努めなければならないことを明確にすることや、加えて、保護者が取消権を行使するには、本人の意思を尊重しなければならないものとするを特に明確にすることについて、引き続き検討するものとするを付け加えるものである。付け加えた部分については、「本人の心身の状態」との用語について、本文の前半部分の「その(本人の)心身の状態」との関係について整理する必要があるように思われる。

10           そして、(注)では、部会における意見を踏まえ、「意思」との用語について、これに代わるより適切な表現があれば、その用語の見直しを含めて検討すべきとの考え方を提示するものである。

(2) 財産の調査及び目録の作成等

ア 財産の調査及び目録の作成

20           第1の1(1)の各案との対応関係を記載している。

まず、第1の1(1)において【甲案】をとる場合には、現行法の規律(成年後見人については本人の財産を調査し、その目録を作成しなければならない旨の規律)を維持するものとするを付け加えた。

25           また、第1の1(1)において【乙1案】又は【乙2案】をとる場合の規律の内容については、部会資料13第3の3(2)アの記載と同じであり、形式面で項を分けて記載した。

イ 財産の目録の作成前の権限、成年後見人の本人に対する債権又は債務の申出義務、成年被後見人が包括財産を取得した場合についての準用及び支出金額の予定

30           部会資料13第3の3(2)イの記載と同じである。

ウ 財産の管理及び代表

第1の1(1)の各案との対応関係を記載した。

35           まず、第1の1(1)において【甲案】をとる場合には、現行法の規律(成年後見人は、本人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について本人を代表する旨の規律)を維持するものとするを付け加えた。

また、第1の1(1)において【乙1案】又は【乙2案】をとる場合については、その規律について部会資料13第3の3(2)ウの記載と同じである。

(3) 成年後見人による郵便物等の管理

5 第1の1(1)の各案との対応関係を記載した。

まず、第1の1(1)において【甲案】をとる場合には、現行法の規律(成年後見人による郵便物等の管理の規律)を維持するものとするを付け加えた。

10 また、第1の1(1)において【乙1案】又は【乙2案】をとる場合については、その規律について部会資料13第3の3(3)の記載と同じである。

そして、(注)は、第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、郵便物等の管理の規律を設けるものとする考え方を提示するものである。部会においては、本文に記載する意見も出された。

15 もっとも、この考え方については、本人の通信の秘密との関係で慎重に検討する必要があるように思われる。本人の同意を要件とするの考え方もあり得るが、本人が郵便物の回送を希望している場合には、発送元と調整をして保護者を受領者とする事による対応をすることも考えられる。

20 また、この考え方による場合には、郵便物等の管理の規律によって本人の郵便物等が配達される保護者は、本人に対する意思表示の受領について本人を代理する権限を有することが前提になると思われる。なぜなら、本人に対して意思表示をしようとする者が、本人に対して郵便物等を送付することにより意思表示をしようとして本人に宛てて郵便物等を送付したにもかかわらず、その意思表示の受領する権限を有しない保護者に対してその郵便物が配達されてしまうとすれば、意思表示が本人に到達せず、又は到達しても本来到達する時期よりも遅れて到達し、意思表示をしようとする者の利益を害する事態が生ずる可能性があるためである。そこで、郵便物等の管理の規律により本人の郵便物等が配達される保護者については、本人に対する意思表示の受領について本人を代理する権限を有することが必要条件になると思われる。しかし、本人が事理弁識能力を欠く常況であることが認定されていない場合に、保護者が代理権を有する法律行為以外も含めた全ての事項に関する意思表示について保護者にその受領について本人を代理する権限を付与することは難しいように思われる。

35 (4) 成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等

第1の1(1)の各案との対応関係を記載した。

まず、第1の1(1)において【甲案】をとる場合には、現行法の規律（成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等の規律）を維持するものとするを付け加えた。

また、第1の1(1)において【乙1案】、【乙2案】をとる場合については、その規律について部会資料13第3の3(4)の記載と同じである。

#### 4 本人の死亡後の成年後見人の権限（死後事務）等

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

##### (1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるとき等は相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、特定の財産の保存に必要な行為、弁済期が到来している債務の弁済をすることができ、また、家庭裁判所の許可を得て、死体の火葬若しくは埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為をすることができる旨の規律）を維持するものとする。

（注）保佐人及び補助人に死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限を有する（ただし、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。）旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

##### (2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の保護者について本人の死亡後の保護者の権限の規律を設ける（規律を維持する）ものとする。

（注）第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の保護者に死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限を有する（ただし、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。）旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

##### (3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

本人の死亡後の保護者の権限の規律を設けない（規律を削除する）ものとする。

（注）保護者に本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限を有する（ただし、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。）旨の規律

を設けるものとするとの考え方がある。

5 〔(後注)(1)から(3)までの(注)の考え方に関し、(1)の(注)の保佐人及び補助人並びに(2)及び(3)の各(注)の各保護者について、①相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為、②相続財産に属する債務の弁済(弁済期が到来しているものに限る。)及び相続財産の保存に必要な行為のうち、これらの者が本人の死亡前に有していた権限と関係性を有するものについて、家庭裁判所の許可を得た上で、これらの者がその行為をすることができる旨の規律を設けるものとするとの考え方について、引き続き、検討するものとする。〕

10 (説明)

1 提案の概要

この提案は、本人の死亡後の成年後見人の権限の規律について、法定後見制度の枠組みも含めた見直しの影響の有無などを踏まえた見直しの要否に加えて、更に死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限に関して規律の見直しの要否について提案するものである。本文は、第1の1(1)において【甲案】をとる場合には現行法の規律を維持し、【乙2案】をとる場合には保護Bの保護者について本人の死亡後の権限の規律を設けるものとし、【乙1案】をとる場合には規律を設けないものとすることを提案している。

15  
20 また、(注)では、死体の火葬又は埋葬に関しては、現行法で認められていない保佐人や補助人、それに相当する保護者についても権限の規律を設ける考え方を提示している。

2 部会資料13からの変更箇所等

(1) 総論

25 第1の1(1)の各案との対応関係を記載するとともに、部会資料13第3の4【甲案】、【乙案】及び(注)の考え方を整理して、それぞれ本文及び(注)に記載した。

(2) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

30 第1の1(1)において【甲案】をとる場合には、現行法の規律(本人の死亡後の成年後見人の権限の規律)を維持するものとするを本文に記載した。

35 本文の(1)の(注)では、第1の1(1)において【甲案】をとることを前提に、保佐人及び補助人に本人の死亡後の本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限が付与される仕組みを設けるものとする考え方を提示した。

これらの考え方は、部会資料13第3の4の(注)に記載した各考え方

と同じである。

(3) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)において【乙2案】をとる場合には、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護(保護B)の保護者について本人の死亡後の保護者の権限の規律を設ける(規律を維持する)ものとする考え方を本文に記載した。この考え方は、部会資料13第3の4【甲案】、【乙案】にそれぞれ含まれるものである。

本文の(2)の(注)では、第1の1(1)において【乙2案】をとることを前提に、第1の1(1)【乙2案】ア①の保護(保護A)の保護者に本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限が付与される仕組みを設けるものとする考え方を提示した。この考え方は、部会資料13第3の4【乙案】に含まれるものである。

(4) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

第1の1(1)において【乙1案】をとる場合には、本人の死亡後の保護者の権限の規律を設けない(規律を削除する)ものとする考え方を本文に記載した。この考え方は、部会資料13第3の4【甲案】に含まれるものである。

本文の(3)の(注)では、第1の1(1)において【乙1案】をとることを前提に、保護者に本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限が付与される仕組みを設けるものとする考え方を提示した。この考え方は、部会資料13第3の4【乙案】に含まれるものである。

(5) (後注)

(後注)の考え方は、本文の(1)の(注)の保佐人及び補助人並びに(2)及び(3)の各(注)の各保護者について、本文の(1)から(3)までの各(注)に記載した本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限のみならず、①相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為、②相続財産に属する債務の弁済(弁済期が到来しているものに限る。)及び相続財産の保存に必要な行為について、これらの者が本人の死亡前に有していた権限と関係性を有するもの限り、家庭裁判所の許可を条件に、これらの者がその行為をすることができる旨の規律を設けるものとする考え方である。

もっとも、この考え方については、このような規律が必要となる場面について更に整理する必要があると考えられる上、保護者が本人の死亡前に有していた権限と関連性を有する行為について規律の在り方の観点から整理が必要であり、更に仮に規律が設けられた場合において家庭裁判所が許可をする際にその関連性をどのように判断することが可能かといった点について整理が必要であると考えられ、慎重に検討する必要がある。

と思われる。

## 5 保護者の報酬

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

現行法の規律(家庭裁判所は、保護者及び本人の資力その他の事情によって、本人の財産の中から、相当な報酬を保護者に与えることができるとの規律)を基本的に維持するものとしつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって保護者が行った事務の内容等を適切に評価することを明らかにする観点から、保護者が行った事務の内容といった考慮要素を明確にする考え方について、引き続き、検討するものとする。

(説明)

### 1 提案の概要

この提案は、保護者の報酬の規律について、基本的には現行法の規律を維持するものとしつつ、家庭裁判所が報酬の判断をするに当たって保護者が行った事務の内容等を適切に評価することを明らかにするために考慮要素を明確にする考え方について、引き続き検討することを提案している。

### 2 部会資料13からの変更箇所等

#### (1) 本文の規律

ア 本文の規律については部会資料13第3の5と同じであるが、第1の1(1)の各案との対応関係を記載している。第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、本文の提案をするものである。

イ また、部会における意見を踏まえ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって保護者が行った事務の内容等を適切に評価することを明らかにする観点から、保護者が行った事務の内容といった考慮要素を明確にする考え方について、引き続き検討することを付け加えている。

この明確にする考慮要素に関して、部会においては、事務の性質、保護者の専門性を考慮要素として明確にする考え方も出されたが、これらは事務の「内容」に含まれるようにも思われることなどから本文に掲げていない。また、保護者の財産を考慮要素から削除する意見も出されたが、保護者が親族の場合であっても保護者の財産を考慮しないこととすべきとの趣旨と解される可能性があることを踏まえると、削除することを提案することの当否について議論を経る必要があるように思われ、記載していない。

なお、現行法の規律においても、家庭裁判所の合理的な裁量により、「その他の事情」の中にあらゆる事情を読み込むことが可能であるとされており、考慮要素の中に保護者が行った事務の内容も含まれていると考えられる。

5 (2) 報酬の額の予測可能性を高める観点

ア 部会においては、保護者の報酬の額の予測可能性を高めることに関し、家庭裁判所が保護者の報酬の付与の審判をする際に、代表的な考慮要素を示すことや報酬額のうち基礎部分と付加部分の割合を示すことが手段として考えられる旨の意見が出されたように思われる。

10 イ 現行家事事件手続法では、審判書を作成して審判をする場合には、審判書に理由の要旨を記載しなければならないとされている。もっとも、即時抗告をすることができない審判については申立書に主文を記載することで審判書の作成に代えることができるとされている（家事事件手続法第76条第1項、第2項）。

15 家庭裁判所は、この規定に基づき、各審判について適切な方式で審判をすることが想定されていると考えられる。

ウ その上で、前記の意見については、家庭裁判所はその合理的な裁量により、様々な事情を考慮して保護者の報酬の額を定めるため、その裁量の過程を不足なく明示することは困難であるように思われる（部会資料13第3の5の説明部分参照）。

20 そして、代表的な考慮要素を示す点については、報酬額が家庭裁判所の合理的な裁量により、様々な事情を考慮して定められることに照らせば、代表的なものであったとしてもそれを的確に示すことは必ずしも容易ではないように思われる。また、報酬額の内訳の割合を示す点について、家庭裁判所の裁量の過程を定量的に示すことを求めることになり、同様に、容易ではないように思われる。

25 (3) 本人からの報酬の支払を確保するための規律

ア 部会においては、保護者の報酬の確保のための規律を設けることについて引き続き検討する必要がある旨の意見があり、例えば、民法第649条を参考に報酬の前払請求を可能とするといった点や、報酬の付与の審判があつたにもかかわらず本人が任意の支払に応じない場合に、家庭裁判所の審判により、付与された報酬額を本人が管理する預貯金口座から払戻しを可能とするといった点、法定後見の開始の審判の申立てにおいて保護者の報酬について予納する仕組みを設けるといった点が紹介された。

35 保護者に対して適切な報酬が支払われるかは、保護者の担い手確保

とも密接に関連するともいえ、第二期成年後見制度利用促進基本計画においてもその旨の記載があり、重要なテーマであるといえる。

5 イ 他方で、法定後見に係る者の間において金銭の支払を確保しなければならない場面としては、法定後見の事務に起因して生じた損害の補償を求める場面もあり、第二期成年後見制度利用促進基本計画には、安心して成年後見制度を利用するためには、不正防止策（例えば、後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金は、後見人等の属性を問わず、広く後見人等による不正防止に有用である旨記載されている。）に加えて、適切な事後救済策が重要である旨記載されている。

10 このような経緯等を踏まえると、保護者の報酬の支払を確保するために、あらかじめ本人の財産から保護者の報酬の支払を担保するための金銭を本人の財産から分離して管理する仕組みに係る規律などを設けることのみを検討することは、均衡を欠くようにも思われる。

15 ウ また、保護者の報酬の支払について、本人が任意の支払に応じないような場面まで想定して規律を設けるとすると、保護者と本人との利益が相反し、対立関係にあると考えられ、基本的には対立構造ではない家事事件手続法別表第一の審判手続でこのような審判をすることが適当であるのかという点や監督人や特別代理人を選任することなく報酬を受領する現在の運用についても検討する必要があるようにも思われる。

20 エ さらに、報酬の前払請求を可能とする点については、保護者が法定後見の事務を行う前にその内容をどのように評価するのかといった点や事前の評価と実際の事務との間に相違があった場合の処理の方法など検討すべき点があるように思われる。なお、民法第649条の「費用」とは、旅費や通信料などの受任者が委任事務処理上なす純然たる出費に限定されず、委任事務処理のために必要な金銭を含むとされているが、報酬はこれには含まれていない。

25 オ また、裁判手続における予納の仕組みは、手続により利益を受ける者が当該手続に要する費用を予納する場面が多いように思われるが、保護者の報酬についての予納の仕組みに関しては誰にどの時点において予納義務を課すのか、事前に保護者が行う事務の内容をどのように評価するのかといった点についても検討を要するように思われる。

30 カ 以上を踏まえると、保護者の報酬の確保のために前払や予納、本人の管理する口座から引き出し権限を付与する仕組みなどの規律を設けることについては、慎重に検討する必要があるように思われる。

35

## 6 保護者の事務の監督

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

5 現行法の規律(家庭裁判所は、いつでも、保護者に対し保護の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は保護の事務若しくは本人の財産の状況を調査することができ、また、利害関係人の請求により又は職権で、本人の財産の管理その他保護の事務について必要な処分を命ずることができ  
る旨の規律)を維持するものとする。

(説明)

10 1 提案の概要

この提案は、保護者の事務の監督について、現行法の規律を維持するものとすることを提案するものである。

15 2 部会資料13からの変更箇所等

(1) 総論

第1の1(1)の各案との対応関係を記載した。

本文については、部会資料13第3の6と同じである。

(2) 本人の財産の調査を命ずる規律

20 ア 保護者の事務の監督に関し、部会において、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対し、利害関係人の請求により又は職権で、本人の財産の全部又は一部の状況を調査し、その目録を作成することを命ずることができる旨の規律を設けるものとするとの意見が出された。この意見は、権限が限定された保護者であっても、本人の財産の全部について把握する必要がある場合があることを背景にするものと考えられる。

25 イ この点に関し、特定の法律行為について代理権が付与される保佐人について、次の規律がある。

30 まず、家庭裁判所は、いつでも、保佐人に対し保佐の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は保佐の事務若しくは被保佐人の財産の状況を調査できるとされている(民法第876条の5第2項が準用する同法第863条第1項)。「財産の目録の提出」に関しては、保佐人がある程度広範な財産行為に関する代理権及びこれに付随する財産管理権を有している場合には、それぞれの事案に応じて、権限の行使につき監督するために財産目録の提出を求めることが必要となる場面もあり得るものと考えられ、このような場面を想定して、家庭裁判所が必要に応じて保佐人に対し財産の目録の提出を求めることが

できるとしたとされている。

したがって、保護者の代理権及びそれに付随する財産管理権の対象となる財産について目録の提出を求めることは、現行法の監督の規律（特に民法第863条第1項の規律）を維持することで対応することは可能であると考えられる。

ウ また、家庭裁判所は、請求により又は職権で、被保佐人の財産の管理その他保佐の事務について必要な処分を命ずることができる（民法第876条の5第2項が準用する同法第863条第2項）。この規定を踏まえ、家庭裁判所は、適当な者に、被保佐人の財産の状況を調査させることができる（家事事件手続法第133条が準用する同法第124条第1項）。

エ そして、適当な者として、保護者に調査をさせることも文言上は否定されていないように思われ、現行法の規定によって、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対し、本人の財産の全部又は一部の状況を調査し、その目録を作成することを命ずることができる（注）と、新たに規律を設ける必要はないように思われる。

なお、家事事件手続法第124条第1項について、同項に基づいて、家庭裁判所が後見人、保佐人、補助人に本人の財産調査を命ずるものではないと解されているとすると、見直し後においても、同項に基づいて、保護者に対し、本人の財産の全部又は一部の状況を調査し、その目録を作成することを命ずることができることは難しく、新たな規律を設ける必要があるように思われる。

オ 以上を踏まえ、現時点においては、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対し、利害関係人の請求により又は職権で、本人の財産の全部又は一部の状況を調査し、その目録を作成することを命ずることができる旨の規律について、（注）にも記載していない。

#### 第4 法定後見制度に関するその他の検討事項

##### 1 法定後見制度の本人の相手方の催告権

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

法定後見制度の本人の相手方の催告権に関しては、基本的に現行法の規律（用語を第1の1(1)において【乙1案】又は【乙2案】をとる場合に合わせると次のような規律）を維持するものとする。

① 本人の相手方は、本人が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。）となった後、その者に対し、1箇月以上の期間を定めて、その期間

内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

5 ② 本人の相手方が、本人が行為能力者とならない間に、その保護者に対し、その権限内の行為について①に規定する催告をした場合において、保護者が①の期間内に確答を発しないときも、その行為を追認したものとみなす。

10 ③ 特別の方式を要する行為については、①及び②の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

15 ④ 本人の相手方は、本人（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合にはその仕組みの本人を除く。）に対しては、①の期間内にその保護者の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その本人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

(説明)

#### 1 提案の概要

20 この提案は、法定後見制度の見直しに伴い、法定後見制度の本人の相手方の催告権の規律の見直しの要否について基本的に現行法の規律を維持するものとするを提案するものである。

#### 2 部会資料14からの変更箇所等

25 本文の規律については部会資料14第1の1と同じであるが、第1の1(1)の各案との対応関係を記載している。第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、本文の提案をするものである。

#### 2 本人の詐術

30 第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

法定後見制度の本人の詐術の規律について、基本的には現行法の規律を維持するものとし、「詐術」の内容を明確にする考え方について、引き続き、検討するものとする。

35 (説明)

#### 1 提案の概要

この提案は、法定後見制度の見直しに伴い、法定後見制度の本人の詐術の規律の見直しの要否について提案するものであり、基本的には現行法の規律を維持するものとしつつ、「詐術」の内容を明確にする考え方について、引き続き検討するものとするを提案するものである。

5

## 2 部会資料14からの変更箇所等

### (1) 総論

本文の規律については部会資料14第1の2と同じであるが、第1の1(1)の各案との対応関係を記載している。第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、本文の提案をするものである。

10

### (2) 部会資料14第1の2【甲案】、【乙案】及び(注)の考え方との関係

また、部会における意見を踏まえ、部会資料14第1の2【甲案】、【乙案】及び(注)の考え方を整理して、本文の記載をした。

15

部会においては、部会資料14第1の2【甲案】と【乙案】との関係について、必ずしも対立するものではなく、【乙案】の内容は本人の詐術に関する現行法の規律においても含まれているのではないかとの意見や【乙案】は本人の詐術に関する、これまでの裁判例の蓄積や解釈などの議論を明文化することを志向するものであるとの意見があった。それらを踏まえ、本文では、法定後見制度の本人の詐術の規律について、基本的には現行法の規律を維持するものとし、「詐術」の内容を明確にする考え方について、引き続き検討するものとするとの提案をしている。

20

もっとも、「詐術」の内容を明確にする」との点については、これまでの裁判例の蓄積や解釈などの議論を踏まえ、どのように明文化することが可能かという点や未成年者の詐術に関する規律との関係も含め、更に整理する必要があるように思われる。

25

## 3 意思表示の受領能力等

### (1) 意思表示の受領能力

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、【乙2案】をとる場合(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合)には次のイによるものとし、【乙1案】をとる場合(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合)には次のウによるものとする。

30

#### ア 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

35

現行法の規律(成年被後見人に関する意思表示の受領能力の規律)を維持するものとする。

イ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の本人については成年被後見人に関する意思表示の受領能力の規律（現行法の規律）を設ける（維持する）ものとする。

5 ウ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

法定後見制度の本人について意思表示の受領能力の規律を設けない（削除する）ものとする。

(2) 意思表示を受領する権限を有する者を選任する仕組み

10 第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

現行法の規律を維持する（意思表示を受領する権限を有する者を選任する仕組みを設けない）ものとする。

【乙案】

15 家庭裁判所は、事理弁識能力を欠く常況にある者については、利害関係人の請求により、本人に代わって意思表示を受ける者を選任することができるものとする。

(注) 法定後見の利用が終了した後であることを要件とする考え方、法定後見を利用している間に代理権を付与された保護者がした法律行為に係る意思表示をする必要があることを要件とする考え方がある。

20

(説明)

1 提案の概要

25 この提案は、法定後見制度の見直しに伴い、成年被後見人の意思表示の受領能力等の規律の見直しの要否について提案するものである。

成年被後見人の意思表示の受領能力の規律に関しては、第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には現行法の規律を維持するものとし、【乙2案】をとる場合には保護Bの本人について成年被後見人に関する意思表示の受領能力についての規律（現行法の規律）を設ける（維持する）ものとし、【乙1案】をとる場合には、法定後見制度の本人について意思表示の受領能力の規律を設けない（削除する）ものとすることを提案している。

30 また、法定後見制度の本人や本人になる者の中には、事理弁識能力を欠く常況にある者に該当して成年被後見人となる者や、意思表示を受領する際には意思無能力である者が存在し得るが、これらの者について意思表示を受領する権限を有する者を選任することができる規律を新設するか否かに関して、規律を設けないとの案（【甲案】）、規律を設けるとの案（【乙案】）

35

を提示している。

## 2 部会資料14からの変更箇所等

### (1) 意思表示の受領能力

#### 5 ア 総論

本文の規律については部会資料14第1の3と同じであるが、第1の1(1)の各案との対応関係を記載した。

#### イ 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

10 第1の1(1)において【甲案】をとる場合には、現行法の規律（成年被後見人に関する意思表示の受領能力の規律）を維持するものとする  
ことを本文に記載した。

#### ウ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

15 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合には、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の本人については現行法の規律（成年被後見人に関する意思表示の受領能力の規律）を設ける（維持する）ものとする  
考え方を本文に記載した。この考え方は、部会資料14第1の3(1)に  
含まれるものである。

#### エ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

20 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合には、法定後見制度の本人について意思表示の受領能力の規律を設けない（削除する）ものとする  
考え方を本文に記載した。この考え方は、部会資料14第1の3(1)に  
含まれるものである。

### (2) 意思表示を受領する権限を有する者を選任する仕組み

25 本文の各案の規律については部会資料14の第1の3(2)と同じであるが、第1の1(1)の各案との対応関係を記載している。第1の1(1)において  
いずれの案をとる場合であっても、【甲案】及び【乙案】をとることができる。

30 なお、部会においては、第1の1(1)において【乙2案】をとる場合には、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の保護者は本人に対する  
意思表示の受領について本人を代理するのであるから、この場合には  
意思表示を受領する権限を有する者を選任する仕組みは必要ないのでは  
ないかとの意見があった。しかしながら、【乙2案】をとる場合において、  
35 第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の申立権者に、その保護が  
対象とする本人に対して意思表示をしようとする者が含まれないものとする  
ときには、その意思表示をしようとする者が自らの権限で本人について  
その保護の開始の申立てを求めることができないのであるから、そ

のようなときには、なお、意思表示を受領する権限を有する者を選任する仕組みは必要であるように思われる。

#### 4 成年被後見人と時効の完成猶予

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

##### (1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年被後見人と時効の完成猶予の規律）を維持するものとする。

##### (2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の本人については成年被後見人と時効の完成猶予の規律（現行法の規律）を設ける（維持する）ものとする。

##### (3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

成年被後見人と時効の完成猶予の規律を設けない（削除する）ものとする。

(説明)

#### 1 提案の概要

この提案は、法定後見制度の見直しに伴い、成年被後見人と時効の完成猶予の規律の見直しの要否について提案するものである。第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には現行法の規律を維持し、【乙2案】をとる場合には（保護B）の本人について成年被後見人と時効の完成猶予の規律を設けるものとし、【乙1案】をとる場合には成年被後見人と時効の完成猶予の規律を設けないものとすることを提案している。

#### 2 部会資料14からの変更箇所等

##### (1) 総論

本文の規律については部会資料14第1の4と同じであるが、第1の1(1)の各案との対応関係を記載した。

##### (2) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

第1の1(1)において【甲案】をとる場合には、現行法の規律（成年被後見人と時効の完成猶予の規律）を維持するものとするを本文に記

載した。

(3) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)において【乙2案】をとる場合には、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護(保護B)の本人については成年被後見人と時効の完成猶予の規律(現行法の規律)を設ける(維持する)ものとする考え方を本文に記載した。この考え方は、部会資料14第1の4に含まれるものである。

(4) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

第1の1(1)において【乙1案】をとる場合には、成年被後見人と時効の完成猶予の規律を設けない(削除する)ものとする考え方を本文に記載した。この考え方は、部会資料14第1の4に含まれるものである。

5 受任者が法定後見制度を利用したことと委任の終了事由等

(1) 受任者が法定後見制度を利用したことと委任の終了事由

【甲案】

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には現行法の規律(委任の終了事由の規律)を維持するものとし、【乙2案】をとる場合(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合)には、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護(保護B)の本人については現行法の規律(委任の終了事由の規律)を設ける(維持する)ものとし、【乙1案】をとる場合(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合)には委任の終了事由の規律を設けない(削除する)ものとする。

【乙案】

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、委任の終了事由の規律を設けない(削除する)ものとする。

(2) 代理人が法定後見制度を利用したことと代理権の消滅事由

【甲案】

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には現行法の規律(代理権の消滅事由の規律)を維持するものとし、【乙2案】をとる場合(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合)には第1の1(1)【乙2案】イ①の保護(保護B)の本人については現行法の規律(代理権の消滅事由の規律)を設ける(維持する)ものとし、【乙1案】をとる場合(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合)には代理権の消滅事由の規律を設けない(削除する)ものとする。

【乙案】

**第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、代理権の消滅事由の規律を設けない（削除する）ものとする。**

(説明)

5 1 提案の概要

この提案は、法定後見制度の見直しに伴い、受任者が法定後見制度を利用したことと委任の終了事由及び代理人が法定後見制度を利用したことと代理権の消滅事由の規律の見直しの要否について提案するものである。

10 受任者が法定後見制度を利用したことと委任の終了事由に関する【甲案】は、第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には現行法の規律を維持するものとし、【乙2案】をとる場合には保護Bの本人については委任の終了事由の規律を設けるものとし、【乙1案】をとる場合には委任の終了事由の規律を設けない（削除する）ものとし、ここでの【乙案】は第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、委任の終了事由の規律を設けない  
15 （削除する）ものとすることを提案するものである。

また、代理人が法定後見制度を利用したことと代理権の消滅事由に関する【甲案】は、第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には現行法の規律を維持するものとし、【乙2案】をとる場合には保護Bの本人については代理権の消滅事由の規律を設けるものとし、【乙1案】をとる場合には代理権の消滅事由の規律を設けない（削除する）ものとし、ここでの【乙案】は第  
20 1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、代理権の消滅事由の終了事由の規律を設けない（削除する）ものとすることを提案するものである。

25 なお、委任の終了事由に関する【甲案】、【乙案】と代理権の消滅事由に関する【甲案】、【乙案】の組み合わせについては、基本的には【甲案】と【甲案】、【乙案】と【乙案】をとることが考えられるが、委任の終了事由に関する【乙案】をとり、代理権の消滅事由に関する【甲案】をとることも考えられる。

30 2 部会資料14からの変更箇所等

(1) 受任者が法定後見制度を利用したことと委任の終了事由

ア 【甲案】

本文の規律については部会資料14第1の5(1)【甲案】と同じであるが、第1の1(1)の各案との対応関係を記載した。

35 第1の1(1)において【甲案】をとる場合には現行法の規律（委任の終了事由の規律）を維持するものとするを本文に記載した。

第1の1(1)において【乙2案】をとる場合には、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護(保護B)の本人については現行法の規律(委任の終了事由の規律)を設ける(維持する)ものとする考え方を本文に記載した。この考え方は、部会資料14第1の5(1)【甲案】に含まれるものである。

第1の1(1)において【乙1案】をとる場合には、委任の終了事由の規律を設けない(削除する)ものとする考え方を本文に記載した。この考え方は、部会資料14第1の5(1)【甲案】に含まれるものである。

#### イ 【乙案】

本文の規律については部会資料14第1の5(1)【乙案】と同じであるが、第1の1(1)の各案との対応関係を記載した。

#### (2) 代理人が法定後見制度を利用したことと代理権の消滅事由

#### ア 【甲案】

本文の規律については部会資料14第1の5(2)【甲案】と同じであるが、第1の1(1)の各案との対応関係を記載した。

第1の1(1)において【甲案】をとる場合には現行法の規律(代理権の消滅事由の規律)を維持するものとするを本文に記載した。

第1の1(1)において【乙2案】をとる場合には、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護(保護B)の本人については現行法の規律(代理権の消滅事由の規律)を設ける(維持する)ものとする考え方を本文に記載した。この考え方は、部会資料14第1の5(2)【甲案】に含まれるものである。

第1の1(1)において【乙1案】をとる場合には、代理権の消滅事由の規律を設けない(削除する)ものとする考え方を本文に記載した。この考え方は、部会資料14第1の5(2)【甲案】に含まれるものである。

#### イ 【乙案】

本文の規律については部会資料14第1の5(2)【乙案】と同じであるが、第1の1(1)の各案との対応関係を記載した。

### 6 成年被後見人の遺言

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合)には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合)には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年被後見人の遺言の規律）を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の本人については現行法の規律（成年被後見人の遺言の規律）を維持するものとする。

5 (3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

成年被後見人の遺言の規律を設けない（削除する）ものとする。

(説明)

1 提案の概要

10 この提案は、法定後見制度の見直しに伴い、成年被後見人の遺言の規律の見直しの要否について提案するものである。

2 部会資料14からの変更箇所等

(1) 総論

15 本文の規律については部会資料14第1の6と同じであるが、第1の1(1)の各案との対応関係を記載した。

(2) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

第1の1(1)において【甲案】をとる場合には、現行法の規律（成年被後見人の遺言の規律）を維持するものとするを本文に記載した。

20 (3) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)において【乙2案】をとる場合には、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の本人については現行法の規律（成年被後見人の遺言の規律）を維持するものとする考え方を本文に記載した。この考え方は、部会資料14第1の6に含まれるものである。

25 (4) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

第1の1(1)において【乙1案】をとる場合には、成年被後見人の遺言の規律を設けない（削除する）ものとする考え方を本文に記載した。この考え方は、部会資料14第1の6に含まれるものである。

30 7 法定後見制度の本人の民事訴訟における訴訟能力等

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

35

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

5 現行法の規律（成年被後見人は、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない旨並びに被保佐人及び訴訟行為をすることについて補助人の同意を要する被補助人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保佐人又は補助人の同意を要しないとする旨等の規律）を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

① 第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判を受けた者（本人）について、保護者によらなければ、訴訟行為をすることができない旨の規律を設ける（維持する）ものとする。

10 ② 第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判を受けた者（本人）について、本人（訴訟行為をすることにつきその保護者の同意を得ることを要するものに限る。）が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保護者の同意を要しないとする旨等の規律を設ける（維持する）ものとする。

15 (3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

① 成年被後見人の訴訟能力の規律（本人について、保護者によらなければ、訴訟行為をすることができない旨の規律）を設けない（削除する）ものとする。

20 ② 本人（訴訟行為をすることにつきその保護者の同意を得ることを要するものに限る。）が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保護者の同意を要しないとする旨等の規律を設ける（維持する）ものとする。

25 （注）成年被後見人の訴訟能力の規律を設けない（削除する）とした上で、訴訟能力を欠く者は訴訟行為をすることができない旨を明確にすることについて、引き続き、検討するものとするとの考え方がある。

(説明)

1 提案の概要

30 この提案は、法定後見制度の見直しに伴い、法定後見制度の本人の民事訴訟における訴訟能力等の見直しの要否に関してについて提案するものである。

35 第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には現行法の規律を維持するものとし、【乙2案】をとる場合には保護Bの本人について保護者によらなければ、訴訟行為をすることができない旨の規律を設ける（維持する）ものとし、【乙1案】をとる場合には成年被後見人の訴訟能力の規律を設けないことを提案するものである。

5 なお、第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、現行の被  
保佐人や被補助人（訴訟行為をすることにつきその補助人の同意を得るこ  
とを要するものに限る。）、【乙2案】の保護Aの本人又は【乙1案】の本人  
（訴訟行為をすることにつきその保護者の同意を得ることを要するもの  
10 限る。）が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保  
佐人、補助人又は保護者の同意を要しないとす旨等の規律を設ける（維持  
する）こととしている。

## 2 部会資料14からの変更箇所等

### 10 (1) 本文

本文は、第1の1(1)の各案との対応関係を明確にするよう記載したも  
のである。

15 なお、タイトルに「訴訟能力『等』」と「等」を追記したのは、訴訟能  
力についての民事訴訟法第31条の規律のみではなく、同法第32条の  
規律についても検討対象に含まれることを示すためである。

### (2) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

部会資料14においては明確に記載していなかったが、第1の1(1)に  
おいて【甲案】をとる場合には現行法の規律を維持することを明確に記載  
することとした。

20 なお、維持する現行法の規律を分かりやすくする観点から括弧内を追  
記した。

また、その維持する現行法の規律として、部会資料14においては、説  
明において、民事訴訟法第32条第1項の規律を取り上げていたが、これ  
に加えて、同条第2項の規律（被保佐人、被補助人その他の法定代理人が、  
25 訴えの取下げ、和解等同条項に定める訴訟行為をするには、保佐人等から  
の特別の授權を要する旨の規律）についても維持する趣旨で「等」と記載  
した。

### (3) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

部会資料14から基本的に内容に変更はない（第1の1(1)において  
30 【乙2案】をとる考えは、事理弁識能力を欠く常況にある者についての保  
護の仕組みを設けるものであるから、現行の民事訴訟法における訴訟能  
力に係る規律を維持するものである。）。

第1の1(1)において【甲案】をとる場合の現行法の規律の内容として  
民事訴訟法第32条第1項に加えて第2項の規律を明確にしたこととの  
35 平仄を合わせて、②として保護Aの本人について同条の規律を維持する  
ことを追記した。

(4) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

部会資料14から基本的に変更はない(第1の1(1)において【乙1案】をとる考えは、事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けないものであるから、成年被後見人の訴訟能力に係る現行の民事訴訟法の規律を削除するものである。)

また、第1の1(1)において【乙1案】をとる場合の本人について、民事訴訟法第32条の規律は維持することが考えられることから、その旨を②として記載した。

このように、現行の民事訴訟法の規律を削除するとしても、訴訟能力を欠く者が訴訟行為を行うことには変わりがないことから、第18回部会において、訴訟能力を欠く者は訴訟行為をすることができない旨を明確にすべき(民法第3条の2を参考にした規律を設けるべき)との意見があったことから、その考え方を(注)に記載した。

## 8 法定後見制度の本人の人事訴訟における訴訟能力等

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合)には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合)には次の(3)によるものとする。

### (1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律(法定後見制度の本人について民法の行為能力の制限に関する規定及び民事訴訟法の訴訟無能力に関する規定を適用しない旨の規律及び人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が成年被後見人であるときは、その成年後見人は、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることができる旨の規律)を維持するものとする。

### (2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

① 法定後見制度の本人について民法の行為能力の制限に関する規定及び民事訴訟法の訴訟無能力に関する規定を適用しない旨の規律を設ける(現行法の規律を維持する)ものとする。

② 人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が第1の1(1)【乙2案】イ①の保護(保護B)を開始する旨の審判を受けた者(本人)であるときは、その保護者は、本人のために訴え、又は訴えられることができる旨の規律を設ける(現行法の規律を維持する)ものとする。

### (3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

① 法定後見制度の本人について民法の行為能力の制限に関する規定及

び民事訴訟法の訴訟無能力に関する規定を適用しない旨の規律を設ける（現行法の規律を維持する）ものとする。

② 人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が法定後見制度の本人のうち事理弁識能力を欠く常況にある者であるときに関して、当該本人について訴えを提起し、又は応訴することができるようにするため、成年被後見人に関する人事訴訟における訴訟能力等の規律を修正するものとすることを含め、引き続き、検討するものとする。

(説明)

10 1 提案の概要

この提案は、法定後見制度の見直しに伴い、法定後見制度の本人の人事訴訟における訴訟能力等の規律の見直しの要否について提案するものである。

15 第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には現行法の規律を維持するものとし、【乙2案】をとる場合には保護Bの本人についてその保護者が人事訴訟において本人のために訴え、又は訴えられることができる旨の規律を設ける（維持する）ものとし、【乙1案】をとる場合に法定後見制度の本人のうち事理弁識能力を欠く常況にある者が人事訴訟の原告又は被告となるべき者であるときは、当該本人について訴え提起し、又は応訴することができるように、成年被後見人に関する人事訴訟における訴訟能力等の規律を修正することも含めて引き続き検討することを提案するものである

2 部会資料14からの変更箇所等

(1) 本文

25 本文は、第1の1(1)の各案との対応関係を明確にするよう記載したものである。

(2) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

部会資料14においては明確に記載していなかったが、第1の1(1)において【甲案】をとる場合には現行法の規律を維持することを明確に記載することとした。

30 なお、維持する現行法の規律を分かりやすくする観点から括弧内を追記した。

(3) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

35 部会資料14から内容に変更はない（第1の1(1)において【乙2案】をとる考えは、事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けるものであるから、現行の人事訴訟法における訴訟能力に係る規律を維持するものである。）。

なお、人事訴訟においては、民事訴訟と異なり、意思能力を有すれば訴訟能力を有するものとされており、【乙2案】をとる場合であってもこの規律を維持することについて異論は見られなかったため、①のとおり整理した。

5 (4) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

部会資料14からの実質的な変更はない。

10 なお、第1の1(1)において【乙1案】をとる考えは、事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けないものであり、【乙1案】の保護の開始を受けた本人の全てについて成年被後見人の訴訟能力に係る現行の人事訴訟法の規律と同様の規律を設けること（維持すること）は困難であると考えられる。一方、人事訴訟について、代理に親しまないとの考えを踏まえると、事理弁識能力を欠く常況にある者を相手方とする人事訴訟手続をすることができないこととなるため、現行の人事訴訟法第14条の規定を参考にした規律を設けること等が考えられ、引き続き、理論面、実務面の検討をする必要がある。そこで、②のとおり整理したものである。

9 手続法上の特別代理人

20 第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

25 (1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

25 現行法の規律（法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、成年被後見人に対し訴訟行為（手続）をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、（受訴裁判所の）裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる旨の規律）を維持するものとする。

30 (2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

35 第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判を受けた者（本人）について、本人に対し訴訟行為（手続）をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、（受訴裁判所の）裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる旨の規律を設ける（維持する）ものとする。

(3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

5 法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない  
場合において、事理を弁識する能力を欠く常況にある者に対し訴訟行為  
(手続)をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあること  
を疎明して、(受訴裁判所の)裁判長に特別代理人の選任を申し立てること  
ができる旨の規律を設けるものとする。

(説明)

1 提案の概要

10 この提案は、法定後見制度の見直しに伴い、手続法上の特別代理人の規律  
の見直しの要否等について提案するものである。

15 第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には現行法の規律を維持するもの  
とし、【乙2案】をとる場合には保護Bの本人について現行法の特別代理  
人の規律を設ける(維持する)ものとし、【乙1案】をとる場合には法定後  
見制度の本人のうち事理弁識能力を欠く常況にある者について現行法の特  
別代理人の規律を設ける(維持する)ものとすることを提案するものである。

2 部会資料14からの変更箇所等

(1) 本文

20 本文は、第1の1(1)の各案との対応関係を明確にするよう記載したも  
のである。

(2) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

部会資料14においては明確に記載していなかったが、第1の1(1)に  
おいて【甲案】をとる場合には現行法の規律を維持することを明確に記載  
することとした。

25 (3) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

30 部会資料14からの変更はない(第1の1(1)において【乙2案】をと  
る考えは、事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを  
設けるものであるから、現行の成年被後見人に関する民事訴訟法、家事事  
件手続法及び非訟事件手続法(以下「手続法」ということがある。)の特  
別代理人の規律を維持するものである。)

なお、非訟事件手続法においては、同法第17条1項が民事訴訟法第3  
5条1項及び家事法第19条1項と同様の規定として存在する。

(4) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

部会資料14からの変更はない。

35 なお、第1の1(1)において【乙1案】をとる考えは、事理弁識能力を  
欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けないものであるが、成

5 年被後見人に関する手続法上の特別代理人の規律を単に削除するのみと  
すると、客観的には、事理弁識能力を欠く常況にある者（通常は意思能力  
を有しない者であると考えられ、意思能力を有しない者は訴訟無能力者  
とされる。）を相手方として訴えの提起をしようとする者の裁判を受ける  
10 権利が保護されない場面が生ずる可能性がある。そのため、事理弁識能力  
を欠く常況にある者との概念を用いて、本文記載の要件により受訴裁判  
所の裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができるものとするも  
のである。なお、第1の1(1)の【乙1案】は、事理弁識能力を欠く常況  
にある者という概念を用いないことを基本とする考え方であると思われる  
15 10 が、民事訴訟法に事理弁識能力を欠く常況にある者との概念を用いる  
ことが、その基本とする考え方とは整合性がとれないとすると、【乙1案】  
をとる場合には、民事訴訟法第35条1項の「成年被後見人」に相当する  
概念を定めることができないことから、同条の「成年被後見人」という文  
言を単に削除するほかないとも考えられる。

15 (5) 訴訟無能力者側からの特別代理人選任の申立て

特別代理人の制度は、前記のとおり、事理弁識能力を欠く常況にある者  
を相手方として訴えの提起をしようとする者の裁判を受ける権利を保護  
することを目的としたものであるが、判例上、訴訟無能力者側からの特別  
20 代理人の選任申立ても認められている（大審院昭和9年1月23日判決・  
民集13巻47頁等参照）。部会において、その旨を明らかにする規律を  
設けるべきとする意見もあった。

もともと、今回の手続法の見直しは、法定後見制度の見直しに伴うもの  
であるが、事理弁識能力を欠く常況にある者が訴訟を提起しようとする  
25 場面がどの程度あるのか、実際にどのようにして申立てをするのかなど  
を検討する必要もあるように思われることから、現時点では、(注)にも  
記載していない。

第5 任意後見制度における監督に関する検討事項

1 任意後見人の事務の監督の在り方

30 【甲案】

現行法の規律を維持するものとする。

【乙案】

任意後見監督人による監督を必須のものとせず、家庭裁判所の判断によ  
り、家庭裁判所が直接任意後見人の事務の監督をすることを認めるものと  
35 する。

(説明)

1 提案の概要

この提案は、任意後見人の事務の監督の在り方に関して見直しの要否について提案するものである。

5 【甲案】は、現行法の規律、すなわち、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、任意後見監督人が任意後見人の事務の監督をするとの規律を維持するものである。【乙案】は、現行法の家庭裁判所によって選任された任意後見監督人が任意後見人の事務を監督する方法と任意後見監督人を選任せずに家庭裁判所が直接任意後見人の事務の監督する方法の双方を認め、家  
10 庭裁判所が事案に応じた方法を判断することを提案するものである。

2 部会資料14からの変更箇所等

【甲案】及び【乙案】について、部会資料14第2の1から変更はない。

15 2 任意後見人の事務の監督の開始に関する検討

(1) 任意後見人の事務の監督を開始する要件

現行法の規律(任意後見契約が登記されている場合において、本人の事  
理弁識能力が不十分な状況にあることを任意後見人の事務の監督を開始  
する裁判の要件とする規律及び本人以外の者の請求により監督を開始す  
20 ための裁判をするには、あらかじめ本人の同意がなければならない(本  
人がある意思を表示することができないときは、この限りでない)とする  
規律)を維持するものとする。

(2) 適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策

ア 申立権者(請求権者)

25 (注1) 任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立権者に関して、  
現行の申立権者に加えて、本人が公正証書において申立権者を指定するこ  
とができ、その指定された者を申立権者とするとの考え方がある。

(注2) 現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親  
等内よりも狭くするものとするとの考え方がある。

30 イ 申立義務

(注) 任意後見受任者は、本人の事理弁識能力が不十分な状況にある場合には、任  
意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立てをしなければならないものとする旨の規律(任意後見受任者に申立てを義務付ける規律)を設け  
るとの考え方がある。

35

(説明)

## 1 提案の概要

この提案は、任意後見人の事務の監督を開始する要件の見直しの要否について提案するとともに、適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策として任意後見人の事務の監督を開始する裁判手続の申立権者の範囲を広げる考え方や任意後見受任者にその裁判手続の申立義務を課すとの考え方があることを提示している。

## 2 部会資料14からの変更箇所等

### (1) 任意後見人の事務の監督を開始する要件

部会資料14第3の2(1)から内容において変更はない。分かりやすくするために現行法の規律の内容を括弧内に記載した。

### (2) 適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策

#### ア 総論

部会資料14第3の2(2)適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策について、具体的に検討すべき事項である申立権者(請求権者)と申立義務について項目を分ける形で整理したものである。

#### イ 申立権者(請求権者)

部会資料14の第3の2(2)(注2)において、任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立権者に関して現行の申立権者に加えて、〔任意後見契約の際に、〕本人及び第三者との間で当該第三者が当該裁判手続の申立権者である旨の合意をした場合の当該第三者を申立権者とする考え方がある旨の記載をしていた。

部会においては、本人と第三者との間の合意ではなく、本人が任意後見契約をする際に公正証書によって申立権者と指定する旨の意見があったことを踏まえて、任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立権者に関して、現行の申立権者に加えて、本人が公正証書において申立権者を指定することができ、その指定された者を申立権者とする考え方を(注1)に記載した。

なお、部会においては、ゴシック本文に記載すべきとの意見も出されたが、裁判手続の申立権者という地位を、当該裁判手続の当事者の指示により増やすことが可能であるのかについて(部会においては、更に減らすことも可能かについても意見が出された。)慎重に整理する必要があると考えられることを踏まえ、(注)に記載することを継続している。

また、法定後見において、「四親等内」とすると實際上本人とは疎遠であって本人の状況を十分に把握しない親族も入りうることから、そ

の範囲を狭くすることが考えられる旨の部会での意見があったことを踏まえて、任意後見においても同様の考え方を（注2）に記載した。

なお、（注2）は、法定後見制度の申立権者について、現行法の規律を改める場合に、それに合わせて任意後見制度の申立権者を改めるものであり、任意後見制度のみ申立権者の範囲を変更する趣旨ではない。

#### ウ 申立義務

部会資料14第3の2(2)(注1)と内容において変更はない。

部会において、「義務付け」を提案していることを一見して分かるようにすべきとの意見を踏まえ、括弧書き内にその旨の記載をした。

また、部会においては、ゴシック本文に記載すべきであるとの意見もあった。しかし、（注）とする整理について異論はないとの意見もあり、また、部会資料14で整理したとおり、任意後見受任者に対して任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続について法律上の申立義務があるとの規律を設けることについては、慎重に検討する必要があると思われることから、本文に記載せず、（注）にその考え方を記載している。

## 第6 任意後見制度と法定後見制度との関係

### 1 任意後見制度と法定後見制度との併存の可否等

#### 【甲案】

現行法の規律（任意後見人と成年後見人等とが併存することを認めない規律）を維持するものとする。

#### 【乙案】

任意後見人と成年後見人等とが併存することを認める（現行の任意後見人と成年後見人等とが併存することを認めない規律を削除する）ものとする。

（注）【乙案】を前提として、家庭裁判所による任意後見人の権限の停止などの任意後見人と成年後見人等との権限の調整に関する規律を設けるべきであるとの考え方がある。

#### （説明）

##### 1 提案の概要

この提案は、任意後見制度と法定後見制度との併存の可否に関する見直しの要否について提案するものである。

【甲案】は、現行法の規律、すなわち、任意後見人と成年後見人等（法定後見制度の保護者）とが併存することを認めてない規律を維持するものと

することを提案するものである。【乙案】は、任意後見人と成年後見人等（法定後見制度の保護者）とが併存することを認めることを提案するものである。

5        2    部会資料14からの変更箇所等

部会資料14第3の1から変更はない。

部会においては、（注）の任意後見人と成年後見人等（法定後見制度の保護者）との権限の調整に関する規律について、要件を整理して提示すべきとの意見があった。しかし、法的にどのような制度とするのか、また、要件をどのようなものとするのかについて整理をする必要があると考えられるため（注）に記載することとしなかった。

3    任意後見人と成年後見人等との権限の調整に関する規律の要件

(1) 総論

15        前記のとおり、任意後見人と成年後見人等（法定後見制度の保護者）との権限の調整に関する規律について、法的にどのような制度とするのか、また、要件をどのようなものとするのかについて整理をする必要があると考えられる。

20        これまでの部会においては、任意後見契約が発効していた場合において、法定後見が開始したときを前提に、任意後見人と法定後見制度の保護者の権限の調整の方法として、任意後見人の事務の一部停止、任意後見人の一部解任、任意後見契約の一部解除が考えられるなどの意見が出され、その要件として、任意後見契約法第8条、第9条、第10条を参考にすることが考えられる旨の意見が出された。

25

(2) 制度の法的な整理

ア    部会においては、任意後見人と法定後見制度の保護者との権限を調整する制度として、任意後見人の事務の一部停止、任意後見人の一部解任の仕組みを提示する意見が出された。そして、現行の制度においても、任意後見人の解任の審判事件を本案とする保全処分において、任意後見人の職務の執行を停止する処分ができることと同様の裁判がされることを想定している旨の意見も出された。

イ    部会におけるこの意見を踏まえると、任意後見人の一部解任を前提に、その解任の審判が効力を生ずるまでの間、当該一部の職務の執行の停止を命ずることができるという仕組みを想定することになるように思われる。

35

もつとも、解任とは、その任を解くことであるから、通常は、任意後見人であるとの任を解くことを意味する概念であると考えられ、「一部解任」という概念を想定することができるのかについては、慎重に検討する必要があるようにも思われる。

5           また、現行法では、任意後見人の解任については、職権によることはできないことから、解任の申立権者による申立てが必要となり、現行法を維持する場合には、職権により、権限の調整をすることはできないこととなりそうである。

10           ウ   また、部会においては、任意後見契約の一部解除の方法を提示する意見も出された。

          一般に、契約が可分である場合には、その可分である契約の一部の解除をすることは可能であると解されている（債務不履行解除において要件を満たす場合に契約の一部の解除が可能であることについては民法第542条第2項に明文の規定がある。）。

15           もつとも、解除は当事者の意思表示によって生ずるものであるから、任意後見人又は本人が権限の調整のために解除の意思表示をすることが基本的に必要であり、解除に裁判所が関与する（現行法の規律のように許可をするなど）こととする場合には、任意後見人又は本人による申立てが必要となる。

### 20           (3) 要件

          ア   前記のとおり、一部解任の概念が認められるかどうかの検討事項があるものの、それを措くとしても、一部解任、一部停止をするのは、解任事由があるとき、すなわち、「任務に適しない正当な事由があるとき」（任意後見契約法第8条）が必要であるように思われる。基本的には、  
25           任意後見人の権限濫用、管理失当（財産の管理方法が不相当であること）、任務怠慢など任意後見人側の事情を主に考慮することになると思われる。

          イ   他方で、部会では任意後見契約法第10条第1項を参考に「本人の利益のため特に必要があると認めるとき」の要件が考えられる（さらには、  
30           任意後見契約が効力を生じている場合に法定後見制度を開始するためには「本人の利益のため特に必要があると認めるとき」との要件を満たしていることから、法定後見制度が開始したことで要件が満たされている。）との意見が出されたように思われる。

          もつとも、現行任意後見契約法第10条第1項の「本人の利益のため  
35           特に必要があると認めるとき」とは、例えば、本人が任意後見人に委託した代理権を行うべき事務の範囲が狭すぎる上、本人の精神の状況が

任意の授権の困難な状態にあるため、他の法律行為について法定代理権の付与が必要な場合や、本人について同意権、取消権による保護が必要な場合等が考えられるとされている。

そうすると、任意後見人の権限の範囲内の事務について、法定後見人に任せるのが適当であるケースが「本人の利益のため特に必要があると認めるとき」に該当するといえるかについては疑問がないとはいえないように思われる。

(4) 小括

以上を踏まえて、この点について、どのように考えるか。

2 任意後見契約が存在する場合に法定後見制度の利用を開始する要件等

1で【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、1で【乙案】をとる場合には次の(2)によるものとする。

(1) 1で【甲案】をとる場合

現行法の規律を維持するものとする。

(2) 1で【乙案】をとる場合

任意後見契約が存在する場合に法定後見制度の利用を開始する要件については現行法の規律を維持するものし、法定後見制度の利用を開始している場合に任意後見人の事務の監督を開始する要件については規律を設けない（現行法の規律を削除する）ものとする。

(注) 既に任意後見契約が存在する場合だけでなく、本人が任意後見契約を締結することができる場合には法定後見制度による代理権の付与の審判をすることができないものとするとの考え方がある。

(説明)

1 提案の概要

この提案は、任意後見契約が存在する場合に法定後見制度の利用を開始する要件及び法定後見制度の利用を開始している場合に任意後見人の事務の監督を開始する要件に関する見直しの要否について、提案するものである。任意後見人と成年後見人等（法定後見制度の保護者）とが併存することを認めない場合（1の【甲案】をとる場合）には現行法の規律を維持するものとし、任意後見人と成年後見人等（法定後見制度の保護者）とが併存することを認める場合（1の【乙案】をとる場合）には任意後見契約が存在するときに法定後見制度の利用を開始する要件については現行法を維持するものとし、法定後見制度の利用を開始しているときに任意後見人の事務の監督を開始する要件については規律を設けない（現行法の規律を削除する）も

のとすることを前提としている。

## 2 部会資料14からの変更箇所等

### (1) 本文

5 本文について、部会資料14第3の2から内容面での変更はない。  
任意後見人と成年後見人等（法定後見制度の保護者）とが併存すること  
を認めない場合（1の【甲案】をとる場合）には、現行法の規律を維持す  
ることを明確にした。

### (2) (注)

10 (注)については、部会資料14第3の2において、既に任意後見契約  
が存在する場合だけではなく、本人に任意後見契約を締結することが可  
能な事理弁識能力がある場合には法定後見制度による代理権の付与の審  
判をすることができないものとする考え方があると記載していた。

15 部会においては、任意後見契約を締結する事理弁識能力を有していた  
としても費用の問題等によって任意後見契約を締結することができない  
場合もあるなどの意見があった。

そこで、任意後見契約を締結することが可能な事理弁識能力がある場  
合のみに限定せず、費用等その他の状況が含まれるように、「任意後見契  
約を締結することができる場合」と修正した。

20

## 第7 任意後見制度に関するその他の検討

### 1 任意後見契約の方式、任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意によ る事務の委託の追加（変更）、任意後見契約の一部の発効、予備的な任意後 見受任者

#### 25 (1) 任意後見契約の方式

現行法の規律（任意後見契約の方式を公正証書による要式行為とする  
旨の規律）を維持するものとする。

#### (2) 任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加 （変更）

30 （注1）任意後見契約で合意した委託に係る事務の一部について委託の合意を解除  
する旨の契約の一部の解除を認めるものとする考え方について、引き続き、  
検討するものとする。

（注2）任意後見契約で合意した委託に係る事務に他の事務の委託をする（追加す  
る）旨の契約の変更を認めるものとする考え方について、引き続き、検討す  
るものとする。

35

#### (3) 任意後見契約の一部の発効

(注)任意後見契約の一部（一部の事務の代理権の付与）を（段階的に）発効させることを認めるものとする考え方について、引き続き、検討するものとする。

(4) 予備的な任意後見受任者（任意後見契約の登記に関する規律等）

**【甲案】**

5 任意後見人の事務の監督が開始したこと（現行法では任意後見監督人が選任されたこと）のみを任意後見契約の発効の停止条件とする現行法の規律を維持するものとする。

**【乙案】**

10 予備的な任意後見受任者の定めをする任意後見契約の締結を可能とする（それによって予備的な任意後見受任者の登記を可能とする）規律を設けるものとする。

(説明)

1 提案の概要

15 この提案は、任意後見契約の方式、任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加（変更）、任意後見契約の一部の発効、予備的な任意後見受任者に関する見直しの要否に関して提案するものである。

任意後見契約の方式については公正証書によらなければならないとの現行法の規律を維持することを提案している。

20 契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加（変更）の項目については、本人と任意後見受任者（任意後見人）とが、任意後見契約で定めた委任事務が複数であるときにその一部（一般的には代理権目録という形式で委任する事務の一覧を目録にしているものと思われるがその一部）について委任することをやめたいと合意したり、また、任意後見契約で定め  
25 た委任事務に加えて更に事務を委任したい（代理権目録に記載していない事務を増やしたい）と合意したりした場合には、現行法下の実務では、当初の契約をいったん全部解除して新たに契約を締結する方法によって実現することができるが、契約の一部の解除や契約の変更という方法によること  
30 ができるのとされている。この点について、契約の一部の解除や契約の変更という方法によることのできるのとのか考え方について、引き続き、検討するものとすることを（注）に記載している。

また、任意後見契約の一部の発効の項目については、本人と任意後見受任者（任意後見人）とが、当初契約で定めた委任事務のうち一部について任意後見人が監督を受けて事務を開始することを希望する場合に、現行法下の  
35 実務では、当初の契約をいったん全部解除して、発効を希望する一部の事務についての契約をして、その契約について任意後見人の監督を開始する方

法によることができるが、この点について、契約の代理権目録はそのままにして、その一部の事務について任意後見人の監督を開始する方法について、引き続き検討するものとするを（注）に記載している。

予備的な任意後見受任者の項目については、【甲案】は現行法の規律を維持して一つの任意後見契約において複数の任意後見受任者について順位を定めることができず、複数の任意後見契約の締結と関係者間の別途の合意によって対応するとの現行法の規律を維持するものとするを提案するものであり、【乙案】は一つの任意後見契約において複数の任意後見受任者について順位を定めることができる旨の規律を設けることを提案するものである。

## 2 部会資料14からの変更箇所等

### (1) 任意後見契約の方式

部会資料14第4の1(1)から内容において変更はない。分かりやすくするために現行法の規律の内容を括弧内に記載した。

### (2) 任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加(変更)

#### ア (注1)

部会資料14第4の1(2)から内容において大きな変更はない。

部会において、一部の発効について項目をわけた方がよいとの意見や一部の解除については、賛成する意見が多いので、本文に記載すべきであるとの意見があった。

他方、立案担当者によれば、任意後見契約法第9条所定の「任意後見契約を解除する」とは、契約の全部解除の趣旨であり、任意後見監督人の選任の前後を問わず、法律上契約の一部解除は認められていないと説明されている。これは、契約の一部解除は、契約内容の実質的変更となることから、任意後見契約を公正証書による要式行為とした趣旨、取引の安全等を考慮したものとされている。

現時点においても、上記の説明は一定の合理性を有するものと考えられる。

また、任意後見契約の一部の解除とは、任意後見契約のどの部分について解除することを意味する趣旨であるのか(部会において、任意後見受任者(任意後見人)の代理権のうち一部について消滅させるものを前提としているように思われる。)、一部の解除の要件は、現行法の解除(全部解除)と同じなのかについても整理する必要があるように思われる。これらの整理や見直す場合の実務上の取扱い等を踏まえて、更に

検討すべきであると思われることから、本文に記載せず、(注1)にその考え方を記載した上で、引き続き検討するものとしている。

イ (注2)

部会資料14第4の1(2)から内容において大きな変更はない。

5 部会において、一部の発効について項目をわけた方がよいとの意見や任意後見契約で合意した委託に係る事務に他の事務の委託をする(追加する)旨の契約の変更を認めることに賛成する意見が多いので、本文に記載すべきであるとの意見があった。なお、部会における意見は、任意後見契約の変更も公正証書によることを前提とするものであり、  
10 公正証書によらずに変更を認める旨の意見は出されていない。

任意後見契約は、公正証書によるものとされており(任意後見契約法第3条)、公正証書はその様式が厳格に定められている。現行法においては、任意後見人の代理権の範囲を拡張する場合には、既存の任意後見契約を維持した上で、追加的にもう一通の任意後見契約の公正証書を作成することになる。  
15

なお、立案担当者によれば、任意後見人の代理権の内容(授權事項等)に変更を加えない限り、報酬額の変更等、それ以外の事項の変更は、任意後見監督人の選任の前後を問わず、随時、変更契約の公正証書の作成によりすることができるものと解されると説明されている。

20 現行法でも、新たに任意後見契約を締結し、それを発効することによって、委託事務を追加することは可能である。他方、任意後見契約の変更について、公正証書によることを前提とすると、委託事務を追加することとの関係で任意後見契約の変更を認める必要性がどの程度あるのかや見直す場合の実務上の取扱い等も踏まえて更に検討する必要があるとも思われる。  
25

以上の点を踏まえ、任意後見契約で合意した委託に係る事務に他の事務の委託をする(追加する)旨の契約の変更を認めるものとすることについては、本文に記載せず、(注2)にその考え方を記載した上で、引き続き検討するものとしている。

30 ウ 任意後見契約の内容を本人以外が変更すること

部会においては、任意後見契約で合意した代理権で不足する場合を想定して、家庭裁判所や任意後見監督人が代理権を追加する趣旨の任意後見契約の変更をすることができる旨の規律や、本人が変更の権限を委ねた第三者において任意後見契約を変更することができる旨の規律についても意見が出された。  
35

他方で、契約の当事者ではない家庭裁判所や任意後見監督人が契約

を変更することができる根拠を合理的に説明することは困難であるとの意見が出された上に、任意後見契約で合意した代理権で不足する場合には、法定後見制度との併存を許容することとすれば法定後見制度を併用することで対応することができると考えられることから、現時点において、本文及び（注）に記載していない。

5  
(3) 任意後見契約の一部の発効

部会資料14第4の1(2)(注)から内容において大きな変更はない。

10 部会において、任意後見契約の一部の発効について、一部解除及び事務の委託の追加(変更)と項目を分けた方がよいとの意見があったことから、項目を分けた上で、項目を分けたことに伴い、表現を修正した。

15 また、任意後見契約の一部の発効については、部会において、制度が過度に複雑になり、利用者にとって任意後見制度が更に分かりにくいものとなって利用しにくくなる旨の意見もあることから、本文に記載せず、(注)において、その考え方を記載した上で、引き続き検討するものとしている。

(4) 予備的な任意後見受任者(任意後見契約の登記に関する規律等)

部会資料14第4の1(3)から変更はない。

20

## 2 その他

(注1) 任意後見契約の解除の要件に関して、[契約締結から一定期間を経過した後は] 任意後見契約の発効後であっても家庭裁判所の許可なく解除をすることができることとするとの考え方がある。

25 (注2) 法定後見制度について、法定後見に係る期間に関する規律を設ける場合には、任意後見契約の有効期間の規律を設けるとの考え方がある。

(注3) 任意後見契約を親権者等の法定代理人が締結することができるか否かに関する規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

30 (説明)

### 1 提案の概要

この提案は、任意後見契約のその他の検討について取り上げるもので、(注1)では任意後見契約について任意後見人の監督が開始した後(任意後見契約が発効した後)において契約を解除するために家庭裁判所の許可を要するとの規律を見直すとの考え方を提示し、(注2)では法定後見制度の検討も踏まえ任意後見契約についても一定の期間ごとに当初の合意を維持

35



合には、任意後見契約の有効期間の規律を設けるとの考え方を記載したものである。部会資料14第4の2の説明部分の終了事由の項目で記載していた内容を部会での議論を踏まえて、整理したものである。

5 部会において、任意後見制度が本人の意思を尊重する制度であったとしても、過去の時点の自己の意思に将来的にどこまで拘束力を及ぼすのが適当であるのかという観点や、法定後見制度において本人にとって必要がない法定後見制度による介入（すなわち家庭裁判所や法定後見制度の保護者による本人の自己決定への介入）がされていないかを定期的に確認する必要があるという検討がされていることとのバランスから、任意後見契約においても、定期的にその内容を見直す機会を確保するために有効期間を設けることについて検討をすることが考えられる。また、過去の時点の自己の意思に将来的にどこまで拘束力を及ぼすのが適当であるのかという観点から、本人が事理弁識能力を欠く常況になった場合（すなわち、過去の時点の自己の意思を現時点で撤回する旨の意思表示をすることが困難になった場合）には、一定期間が経過した後は、任意後見契約の拘束力を否定することが考えられるのではないという意味での有効期間の規律を設けることについて検討することが考えられるように思われる。

20 他方で、任意後見制度は本人の意思を尊重した保護を実現する仕組みであり、法定後見制度における期間設定とバランスをとるために任意後見制度に有効期間を設けることに疑問がある旨の意見もあった。また、事理弁識能力を欠く常況にある者になった時を期間の起算点とすることには、期間経過の有無の判断に困難を伴う仕組みであるようにも思われる。

25 以上を踏まえ、更に慎重に検討すべきであると思われることから、本文には記載せず、(注2)に記載している。

### (3) (注3)

部会資料14第4の2(注)と内容において大きな変更はない。

30 部会における意見を踏まえて、法定代理人が締結することを禁止する規律としていたものを、法定代理人が締結することができるか否かに関する規律と表現を修正している。

## 第8 その他

### 1 成年後見制度に関する家事審判の手続についての検討等

35 成年後見制度の見直しに伴い、成年後見制度に関する家事審判の手続について、例えば、以下の点を含む所要の整備を行うものとする。

#### (1) 法定後見制度における精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、  
【乙1案】をとる場合には次のイの【甲案】又は【乙案】のいずれかの案  
によるものとし、【乙2案】をとる場合には次のウによるものとする。

ア 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

5 現行法の規律（後見開始の審判をする場合には、本人の精神の状況に  
ついて、原則として鑑定を必要とする規律等）を維持するものとする。

イ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

【甲案】

10 ① 家庭裁判所は、本人の精神の状況につき鑑定しなければ、次の審  
判をすることができないものとする。ただし、明らかにその必要が  
ないと認めるときは、この限りでないものとする。

a 保護者の同意を要する旨の審判（本人以外の請求により、当該  
審判をする場合において、本人が審判をすることについての同  
意の意思を表示することができないときに限る。）

15 [b 特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判]

[c 保護開始の審判]

20 ② 家庭裁判所は、本人の精神の状況につき医師の意見を聴かなけ  
れば、次の審判をすることができないものとする。ただし、c及び  
d〔からfまで〕の審判にあつては、必要性がなくなったことを理  
由としてこれらの審判をするときは、この限りでないものとする。

a 保護者の同意を要する旨の審判（本人の請求により審判をす  
る場合又は本人が審判をすることについて同意をしている場合  
に限る。）

25 b 保護者に代理権を付与する旨の審判

c 保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判

d 保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判

[e 特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判の取消しの  
審判]

[f 保護開始の審判の取消しの審判]

30 【乙案】

家庭裁判所は、本人の精神の状況につき医師の意見を聴かなけれ  
ば、次の審判をすることができないものとする。ただし、e及びf〔か  
らhまで〕の審判にあつては、必要性がなくなったことを理由として  
これらの審判をするときは、この限りでないものとする。

35 a 保護者の同意を要する旨の審判

b 保護者に代理権を付与する旨の審判

〔c 特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判〕

〔d 保護開始の審判〕

e 保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判

f 保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判

5 〔g 特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判の取消しの審判〕

〔h 保護開始の審判の取消し〔終了する旨〕の審判〕

〔(注)【甲案】及び【乙案】のいずれをとる場合であっても、〔本人の支援をしている者〕の意見を聴かなければ、各審判をすることができないものとする旨の規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討するものとする。〕

10

#### ウ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

① 家庭裁判所は、本人の精神の状況につき鑑定しなければ、次の審判をすることができないものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

15

a 第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判

b 第1の1(1)【乙2案】ア③の保護者の同意を要する旨の審判（本人以外の請求により、当該審判をする場合において、本人が審判をすることについての同意の意思を表示することができないときに限る。）

20

② 家庭裁判所は、本人の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ、次の審判をすることができないものとする。ただし、〔b及び〕cの審判にあつては、必要性がなくなったことを理由としてこの審判をするときは、この限りでないものとする。

25

a 第1の1(1)【乙2案】ア③の保護者の同意を要する旨の審判（本人の請求により審判をする場合又は本人が審判をすることについて同意をしている場合に限る。）

b 第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判の取消し〔保護Bを終了する旨〕の審判

30

c 第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判の取消し〔保護Aを終了する旨〕の審判

#### (2) 法定後見制度に関する事実の調査及び証拠調べ

(注) 第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、家庭裁判所は、〔市区町村〕に対し、〔本人の保護の状況その他の必要な事項につき〕意見を求めることができる旨の規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討するもの

35

とする。

### (3) 法定後見制度に関する保全処分

〔(注) 第1の1(1)に【乙1案】又は【乙2案】をとる場合に、法定後見の開始の  
5 審判事件(【乙1案】にあつては保護者の同意を要する旨の審判事件又は保護者  
に代理権を付与する旨の審判事件)を本案とする財産の管理者の選任及び事件  
の関係者に対する指示の保全処分について、その要件を緩和するとの考え方  
選任された財産の管理者が民法第103条に規定する権限(保存行為等)を超  
える行為を必要とするときに家庭裁判所の許可を得てその行為をすることがで  
10 けるとの規律を見直すとの考え方について、引き続き、検討するものとする。〕

(説明)

#### 1 提案の概要

この提案は、成年後見制度の見直しに伴い、成年後見制度に関する家事審  
判の手続の見直しの要否について、提案するものである。そのうち、法定後  
15 見制度における精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取の規律、事実の調  
査及び証拠調べ並びに保全処分についての考え方を例示している。

#### 2 部会資料14からの変更箇所等

##### (1) 法定後見制度における精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取

20 ア 本文は、第1の1(1)の各案との対応関係を明確にするよう記載した  
ものである。

イ 第1の1(1)において【甲案】をとる場合には現行法の規律を維持す  
ることを明確にした。

ウ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

##### (ア) 【甲案】

25 a 【甲案】は、第1の1(1)において、事理弁識能力を欠く常況に  
ある者についての保護の仕組みを設けない【乙1案】において、保  
護者の同意を要する旨の審判を受ける者の中には、事理弁識能力  
を欠く常況にある者から不十分である者までが存在する(もつと  
30 も、事理弁識能力を欠く常況になる者であるかや事理弁識能力が  
著しく不十分である者であるかについての認定や判断がされるこ  
とは予定されていない。)

そのような規律を前提としつつ、現行の保佐の制度において鑑  
定を原則として必要としていることを踏まえると、第1の1(1)

35 【乙1案】をとった場合においても、その本人の中には、現行の保  
佐の制度と同様に鑑定を原則として必要とするものが存在すると

考えられる。どのような者について鑑定を必要とするかについては、保護者の同意を要するとされる行為の範囲が現行の保佐と同程度、すなわち、現行民法第13条第1項に規定する行為の範囲と同程度であることに着目することが考えられる。しかし、第1の1

5

(1)【乙1案】においては、民法第13条第1項のような一定の行為を規定する概念を用いることが有り得るのかについて更に整理が必要である事項かと思われる。

b 他方で、現行の補助の制度においては、補助者の同意を要する旨の審判をする際に鑑定が原則として必要とされていない。また、補助の制度においては補助者の同意を要する旨の審判をするこ

10

とについて本人の同意が必要とされている。そこで、見直し後において、保護者の同意を要する旨の審判をすることについて、本人の同意があるときには鑑定を原則とすることなく、本人の同意がないときには鑑定を原則とすることが考えられる。

15

そして、第1の1(1)【乙1案】をとった上で本人の同意等について第1の1(2)イ【甲案】をとった場合には、保護者の同意を要する旨の審判をするには本人の同意が原則として必要であるとしつつ、例外的に本人が同意の意思を表示することができない場合に一定の要件を満たすときは本人の同意なく審判をすることができるとの規律を提示している。

20

そこで、「保護者の同意を要する旨の審判（本人以外の請求により、当該審判をする場合において、本人が審判をすることについての同意の意思を表示することができないときに限る。）」については、本人の同意がなく審判がされることから、鑑定を原則とする考え方を提示している。

25

なお、本人の同意等について、本人から保護者の同意を要する旨の審判をすることに異議がある旨の届出がされたときには、当該審判をすることができないものとする考え方（第1の1(2)イ【乙案】）をとった場合には、「保護者の同意を要する旨の審判（本人以外の請求により、当該審判をする場合において、本人が審判をすることについての同意の意思を表示することができないときに限る。）」の括弧内の規律について、更に整理する必要がある。

30

また、本文①bは、第1の1(1)乙1案の（注3）に、本文①cは、第1の1(1)乙1案の（注1）にそれぞれ対応した規律である。

35

c 部会においては、第1の1(1)【乙1案】では、医学的な診断だけではなく、本人を取り巻く社会的な環境を踏まえて、法定後見制度による保護の具体的必要性を考慮することから、鑑定は不要である旨の意見が出された。

5           しかし、保護者の同意を要する審判をして本人の自己決定に一定程度の制約を設ける法定後見制度の利用を正当化するために、事理弁識能力が不十分である者との要件が必要であるとし、その審判によって本人の法律行為について取り消し得るとの効果が生ずることを踏まえると、本人が審判をすることについて同意をしていない場合にまで、事理弁識能力が不十分である者との医学的な知識に基礎付けられた要件の判断について鑑定を原則として必要とする現行の規律を改める理由として十分であるとまでいえないようにも思われる。なお、部会において出された前記の意見を踏まえて、【乙案】では鑑定を原則としない考え方を提示している。

10           d また、前記の審判の場面以外の場合については、現行法の規律と同様に医師の意見を聴くこととしている。なお、法定後見に係る審判を取り消す(終了する)審判がされる場合の中には、本人の事理弁識能力が回復した場合のみならず、当該審判の必要がなくなった場合もあるため、そのような場合に医師の意見は不要であることから、本文②ただし書きのとおりとしている。

15           なお、本文②eは本文①bに、本文②fは本文①cに、それぞれ対応した規律である。

(イ) 【乙案】

25           前記のとおり、部会において、第1の1(1)【乙1案】では、医学的な診断だけではなく、本人を取り巻く社会的な環境を踏まえて、法定後見制度による保護の具体的必要性を考慮することから、鑑定は不要である旨の意見が出されたことを踏まえ、本人の精神の状況に関する鑑定までは必要としない規律を設けるものとしている。

30           なお、本文のc及びgは第1の1(1)乙1案の(注3)に、d及びhは、第1の1(1)乙1案の(注1)にそれぞれ対応するものである。

(ウ) (注)

35           部会において、後見制度の利用及び終了においては、事理弁識能力という医学的な観点のみならず、本人の社会的状況等をも踏まえて検討されるべきものであり、現在の実務においては、後見等開始の申立ての多くの事案で、申立て時にいわゆる医師の診断に当たっての補助資料である本人情報シートを添付している運用が紹介され、そ

の更なる活用を求める意見が出された。

この意見は、一定の者から意見を聴かなければ審判をすることができないとの規律を設けることを提案するものであるようにも思われることから、(注)においてその旨の記載をし、なお、意見の趣旨を整理する必要があると考えられることから(注)全体を亀甲括弧に入れてい

5  
10  
15

る。なお、この意見を踏まえると、いわゆる本人情報シートの作成者から意見を聴くとの規律であるように思われる。しかし、いわゆる本人情報シートについては、本人を支援している者によって作成されることが予定されていると考えられるものの、診断書と異なり、作成することができる者が資格などによって定まっているものではないことから、規律とするためにはその外延を明確にすることができ

エ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】の保護Bの本人は、事理弁識能力を欠く常況にある者であり、民法第13条に規定した行為について取消しの効果を生ずる仕組みであることから、鑑定を原則として必要とする規律を設ける(維持する)べきであると考えられる。また、第1の1(1)【乙2案】の保護Aの本人は、(第1の1(2)ウ【丙案】を前提とすると)第1の1(1)【乙1案】の本人と同様の地位にあると考えられることから、本人が保護者の同意を要する旨の審判をすることに同意することなく同審判がされる場合には鑑定を原則とすることが考えられる。なお、本人の同意等について、本人から保護者の同意を要する旨の審判をすることに異議がある旨の届出がされたときには、当該審判をすることができないものとする考え方(第1の1(2)ウ【丁案】)をとった場合には、「保護者の同意を要する旨の審判(本人以外の請求により、当該審判をする場合において、本人が審判をすることについての同意の意思を表示することができないときに限る。)」の括弧内の規律について、更に整理する必要がある。

20  
25  
30

そこで、本文①においてその旨を提示している。

他方で、それ以外の審判については、鑑定は必要的なものでないと考えられることから、本文②において、その旨を提示している。

(2) 法定後見制度に関する事実の調査及び証拠調べ

部会において、見直し後の法定後見に係る開始の審判や取消し審判(終

了の審判) をする際には、法定後見制度を利用する必要性(保護の必要性)の有無の判断や保護者としてどのような者が適任であるかの判断のため、家庭裁判所が地域で本人を支える役割を果たしている機関に対して照会をすることができるような規律を設けるべきとの意見が出された。

5 現行家事事件手続法においても事実の調査の規律があり、前記の照会が事実の調査としてすることを前提としているのであれば、現行家事事件手続法でも可能である。なお、部会では現行の実務において照会をされた先が回答をしない旨の指摘がされた。一般的には、手続法において、裁判所から照会を受けた者が回答をしないことの解決のための手続として  
10 は、提出命令とそれに反した場合のサンクションの規律を設けることによって対応することが考えられるが、そのような規律を設けることまでを求める意見でもないように思われる。

15 そうすると、確認的な規律であることを前提に、そのような規律を設けることの必要性、有用性について引き続き検討することとなると思われる、その点を前提に、引き続き検討するとの考え方を提示している。

### (3) 法定後見制度に関する保全処分

部会においては、法定後見制度の開始等の各場面において、いわゆる保護の必要性を要件とすることや、特定の法律行為についての代理権付与の規律を設けるなどして現行法の規律を見直す場合には、家庭裁判所における法定後見の開始の審判事件(第1の1(1)【乙1案】にあつては保護者の同意を要する旨の審判事件又は保護者に代理権を付与する旨の審判事件)にかかる審理期間が長期化することが予測され、保全処分が活用されるようになることが見込まれることから、その有用性を高めるための見直しを求める意見が出された。

25 このうち、保全処分の要件を緩和することや、選任された財産管理者が、保存行為とは言い難いが日常生活を送る上で必要となる支出を機動的にできるように規律を見直す意見を踏まえた記載を(注)に記載したが、保全処分を超える行為であっても家庭裁判所の許可を得てすることができることから、具体的にどのように見直すのかについて更に明確にする必要  
30 があると考えられるため、亀甲括弧で括っている。

また、部会においては、本人となるべき者の財産上の行為を制限することをなるべく避けるべきである旨の意見が出されたが、保全処分のどの要件について検討するかを更に整理する必要があるように思われたことから、現時点では、(注)に記載することをしていない。

35

## 2 身体障害により意思疎通が著しく困難である者

身体障害により意思疎通が著しく困難である者の成年後見制度の利用に関して、規律を設けることとするか否かについては、引き続き、検討するものとする。

5 (説明)

1 提案の概要

この提案は、身体障害により意思疎通が著しく困難である者の成年後見制度の利用に関しての検討について提案するものである。

10 現行の成年後見制度は精神上的障害により事理弁識能力が不十分である者を対象として、これらの者の権利や利益を擁護する制度であり、見直し後の制度においても、これらの者が利用者となることは前提として議論がされている。

15 他方で、身体障害により意思疎通が困難である者についても、これらの者の権利や利益を擁護する観点から、成年後見制度（法定後見制度や任意後見制度）を利用することができるようにする規律を設けることに関しては、様々な意見があると考えられることから、引き続き検討するものとすることを提示している。

2 部会資料14からの変更箇所等

20 部会資料14の第5の2から内容において変更はない。

部会において、「意思疎通が著しく困難である者」が重要であるから、「重度の」は削除すべきではないかとの意見や、「法定後見制度及び任意後見制度の利用」より「成年後見制度の利用」とする方がよいのではないかとの意見が出されたことを踏まえて、表現を修正した。

25